

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)

実施 平成11年 7 月 1 日

目次

第 1 章 総則	4
第 1 条 約款の適用	4
第 2 条 約款の変更	4
第 3 条 約款の公表	4
第 4 条 用語の定義	4
第 2 章 I P 通信網サービスの種類等	8
第 5 条 I P 通信網サービスの種類	8
第 6 条 I P 通信網サービスの品目等	9
第 3 章 I P 通信網サービスの提供区間	9
第 7 条 I P 通信網サービスの提供区間等	9
第 4 章 契約	9
第 8 条 I P 通信網契約の単位	9
第 9 条 I P 通信網契約申込みの方法	9
第 10 条 I P 通信網契約申込みの承諾	10
第 11 条 最低利用期間	10
第 12 条 その他の契約内容の変更	10
第 13 条 I P 通信網契約に基づく権利の譲渡	10
第 14 条 I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除	11
第 15 条 当社が行う I P 通信網契約の解除	11
第 16 条 協定事業者の契約の解除等に伴う I P 通信網契約の扱い	11
第 17 条 その他の提供条件	11
第 5 章 付加機能	11
第 18 条 付加機能の提供	11
第 19 条 付加機能の廃止	11
第 6 章 端末設備の提供等	12
第 20 条 端末設備の提供	12
第 21 条 端末設備の移転	12
第 7 章 回線相互接続	12
第 22 条 当社又は他社の電気通信回線の接続	12
第 8 章 利用中止等	12
第 23 条 利用中止	12
第 24 条 利用停止	12
第 25 条 接続休止	12
第 9 章 通信	13
第 26 条 通信利用の制限等	13
第 27 条 回線による制約	14
第 10 章 料金等	15
第 1 節 料金及び工事に関する費用	15
第 28 条 料金及び工事に関する費用	15
第 2 節 料金等の支払義務	15
第 29 条 利用料金等の支払義務	15
第 30 条 手続きに関する料金の支払義務	15
第 31 条 工事費の支払義務	15
第 3 節 料金の計算方法等	15

第32条 料金の計算方法等.....	15
第4節 割増金及び延滞利息.....	15
第33条 割増金.....	15
第34条 延滞利息.....	15
第11章 保守.....	16
第35条 I P通信網契約者の維持責任.....	16
第36条 I P通信網契約者の切分責任.....	16
第37条 修理又は復旧の順位.....	16
第12章 損害賠償.....	17
第38条 責任の制限.....	17
第39条 免責.....	17
第13章 雑則.....	18
第40条 承諾の限界.....	18
第41条 サービスの廃止.....	18
第42条 利用に係る I P通信網契約者の義務.....	18
第43条 契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の 提供等.....	19
第44条 技術的事項及び技術資料の閲覧.....	19
第45条 I P通信網契約者の氏名等の通知.....	19
第46条 協定事業者からの通知.....	19
第47条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代 行.....	19
第48条 協定事業者による I P通信網サービスに関する料金等の 回収代行.....	19
第49条 法令に規定する事項.....	20
第50条 個人情報の取り扱い.....	20
第51条 閲覧.....	20
第14章 附帯サービス.....	20
第52条 附帯サービス.....	20
別記	
1 I P通信網サービスの提供区間.....	21
2 特定協定事業者.....	21
3 V o I P協定事業者.....	22
4 I P通信網契約者の地位の承継.....	23
5 I P通信網契約者の氏名等の変更.....	24
6 I P通信網サービスにおける禁止事項.....	24
7 広告情報の提供に係る承諾.....	25
8 契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等.....	25
9 自営端末設備の接続.....	25
10 自営端末設備に異常がある場合等の検査.....	26
11 自営電気通信設備の接続.....	26
12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査.....	27
13 当社の維持責任.....	27
14 個人情報の開示.....	27
15 支払証明書の発行.....	27
16 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行.....	27
17 I P通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者 又は契約事業者の電気通信サービスの契約等.....	27
18 新聞社等の基準.....	35

附 則..... 36

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このIP通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

2 この約款は共通編及び別冊から成り立ちます。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）によるほか当社が別に定める方法により通知します。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）その他当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）

4 I P 通信網サービス	I P 通信網を使用して行う電気通信サービスであって、別冊に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第3種オープンコンピュータ通信網サービス、第4種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス、第7種オープンコンピュータ通信網サービス、第8種オープンコンピュータ通信網サービス、第1種ホスティングサービス、第2種ホスティングサービス、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス、第6種ホスティングサービス、第7種ホスティングサービス、クローズドコンピュータ通信網サービス、第1種データ着信サービス、第2種データ着信サービス、データ発信サービス、第3種シェアードI P-P B Xサービス、第4種シェアードI P-P B Xサービス、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス、第3種ドットフォンサービス
5 I P 通信網サービス取扱所	(1) I P 通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により I P 通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 I P 通信網契約	当社から I P 通信網サービスの提供を受けるための契約であって、別冊に定める第2種契約、第3種契約、臨時第3種契約、第4種契約、第5種契約、第6種契約、第7種契約、第8種契約、第1種ホスティング契約、第2種ホスティング契約、第4種ホスティング契約、第5種ホスティング契約、第6種ホスティング契約、第7種ホスティング契約、クローズドコンピュータ通信網契約、第1種データ着信契約、第2種データ着信契約、データ発信契約、第3種シェアードI P-P B X契約、第4種シェアードI P-P B X契約、第1種ドットフォン契約、第2種ドットフォン契約及び第3種ドットフォン契約
7 I P 通信網契約者	当社と I P 通信網契約を締結している者であって、別冊に定める第2種契約者、第3種契約者、臨時第3種契約者、第4種契約者、第5種契約者、第6種契約者、第7種契約者、第8種契約者、第1種ホスティング契約者、第2種ホスティング契約者、第4種ホスティング契約者、第5種ホスティング契約者、第6種ホスティング契約者、第7種ホスティング契約者、クローズドコンピュータ通信網契約者、第1種データ着信契約者、第2種データ着信契約者、データ発信契約者、第3種シェアードI P-P B X契約者、第4種シェアードI P-P B X契約者、第1種ドットフォン契約者、第2種ドットフォン契約者及び第3種ドットフォン契約者
8 I P 通信網利用権	I P 通信網契約者が I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービスの提供を受ける権利
9 サービス接続点	I P 通信網と接続契約者回線との接続点

10 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
11 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
12 特定協定事業者	協定事業者のうち、別記2に掲げる者
13 V o I P 協定事業者	協定事業者のうち、別記3に掲げる者
14 契約事業者	事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者
15 接続契約者回線	I P 通信網と相互に接続する当社の電気通信回線（別記17の(1)に掲げる契約に基づいて設置されるものに限りします。）
16 他社接続契約者回線	相互接続点を介して I P 通信網と相互に接続する電気通信回線（別記17の(2)のアに掲げる契約に基づいて設置されるものに限りします。）であって、特定協定事業者がその別記17の(2)のアに掲げる契約を締結している者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
17 契約者回線	I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備等（交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその交換設備等のある I P 通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（サービス接続点又は相互接続点との間に設置されるものを除きます。）
18 加入者回線	I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービス取扱所に設置される交換設備等と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
19 利用回線	別記17の(4)のアに掲げる契約に基づいて設置される特定協定事業者の電気通信設備（その契約に係る特定協定事業者の電気通信サービスを利用するために使用されるものを含みます。）
20 特定加入者回線	加入者回線であって、別記17の(3)に掲げる契約事業者の提供する卸電気通信サービスを使用するもの
21 接続契約者回線等	接続契約者回線又は他社接続契約者回線
22 加入者回線等	加入者回線又は接続契約者回線等

23 DSL回線	他社接続契約者回線又は特定加入者回線であって次に掲げる契約に基づいて設置されるもの (1) 別記17の(2)のイ又は共通編別記17の(2)のイの2に掲げる契約 (2) 別記17の(3)のアに掲げる契約
24 光アクセス回線	他社接続契約者回線又は特定加入者回線であって次に掲げる契約に基づいて設置されるもの (1) 別記17の(3)のイに掲げる契約 (2) 別記17の(3)のイに掲げる契約
25 ダイヤルアップ回線	電気通信回線（利用回線、DSL回線及び光アクセス回線となるものを除きます。）であって、契約者識別符号又は利用者識別符号を利用して相互接続点を介してIP通信網と相互に接続することができるもの
26 特定ダイヤルアップ回線	別記17の(4)のキに掲げる特定協定事業者の提供する電気通信サービスに係るダイヤルアップ回線
27 データ利用回線	電話等契約（別記17の(4)のエの(ア)に掲げる加入電話等契約、同(イ)に掲げるPHS等契約又は同(ウ)に掲げる携帯電話等契約をいいます。以下同じとします。）に基づいて設置される当社又は特定協定事業者の電気通信設備
28 モバイルアクセス利用回線	別記17の(4)のカの(ア)に掲げる契約に基づいて設置される電気通信設備（当社が必要に応じ設置するものを含みます。）であって第3種シェアードIP-PBX契約に係るもの
29 他社モバイルアクセス利用回線	別記17の(4)のカの(イ)に掲げる契約に基づいて設置される電気通信設備（当社が必要に応じ設置するものを含みます。）であって第3種シェアードIP-PBX契約に係るもの
30 アクセスポイント	ダイヤルアップ回線からIP通信網サービスを利用するために当社が設置する電気通信設備
31 契約者回線等	契約者回線、加入者回線等、アクセスポイント、利用回線、相互接続点（他社接続契約者回線、アクセスポイント、利用回線、DSL回線及び光アクセス回線に係るものを除きます。）、当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点及びその他当社が必要により設置する電気通信設備 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、NSPIXP等(WIDEプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備及びそれに相当するものを含むもの)とします。以下同じとします。)とします。
32 契約者識別符号	IP通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、IP通信網契約に基づいて当社がIP通信網契約者に割り当てるもの
33 移動無線装置	陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置

34 回線収容部	接続契約者回線等を収容するために当社が設置する電気通信設備
35 I P電話番号	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第10条第2号に定める電気通信番号
36 ダイヤルアウト	ボイスモードに係る通信のうち、別冊に掲げる発信元から発信先に対して行うもの
37 I Pアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
38 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
39 自営端末設備	I P通信網契約者が設置する端末設備
40 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
41 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件（以下「技術的条件」といいます。）
42 回線終端装置	契約者回線又は加入者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
43 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
44 アクセス回線共用	第3種契約に係る回線収容部に収容される接続契約者回線等について、別冊に定める第3種オープンコンピュータ通信網サービス（その第3種契約に係るものとしします。）のほか別記1に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を相互に接続して接続契約者回線等を共用すること
45 接続共用回線	アクセス回線共用を行う場合であって、そのアクセス回線共用に係る接続契約者回線
46 他社接続共用回線	アクセス回線共用を行う場合であって、そのアクセス回線共用に係る他社接続契約者回線
47 接続共用回線等	接続共用回線又は他社接続共用回線
48 外部接続回線	別冊（クローズドコンピュータ通信網サービスに係るものに限ります。）に定める電気通信回線
49 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下「起算日」といいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間

第2章 I P通信網サービスの種類等

（I P通信網サービスの種類）

第5条 I P通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
オープンコンピュータ通信網サービス	ホスティングサービス、クローズドコンピュータ通信網サービス、データ着信サービス、データ発信サービス、シェアードIP-PBXサービス及びドットフォンサービス以外のIP通信網サービス
ホスティングサービス	蓄積装置等を使用して情報の蓄積又は転送等を行うことができるIP通信網サービス
クローズドコンピュータ通信網サービス	CCNグループ回線相互間に限定した符号又は映像の伝送交換を行うIP通信網サービス
データ着信サービス	データ利用回線からの通信の着信を行うことができるIP通信網サービス
データ発信サービス	データ利用回線を使用してデータ着信サービス等への通信又は当社が別に定める当社の契約約款に規定する付加機能（データ発信サービス着信機能に限ります。）に係る通信への発信を行うことができるIP通信網サービス (注) 本欄に規定する当社が別に定める当社の契約約款は、データ伝送サービス契約約款又はIP伝送サービス契約約款とします。
シェアードIP-PBXサービス	ボイスモード（音響の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるものをいいます。以下同じとします。）の通信を行うことができるIP通信網サービス
ドットフォンサービス	データモード及びボイスモードの通信を行うことができるIP通信網サービス又はボイスモードの通信を行うことができるIP通信網サービスであって、シェアードIP-PBXサービス以外のもの

（IP通信網サービスの品目等）

第6条 IP通信網サービスには、料金表第1表（料金）に規定する種類、区別、区分、品目及び通信又は保守の態様による細目等があります。

第3章 IP通信網サービスの提供区間等

（IP通信網サービスの提供区間等）

第7条 当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 当社は、当社が指定するIP通信網サービス取扱所において、サービス接続点の所在場所等を閲覧に供します。
- 3 サービス接続点の所在場所等については、当社の業務の遂行上の理由によりこれを変更することがあります。

第4章 契約

（IP通信網契約の単位）

第8条 IP通信網契約の単位は、別冊に定めるところによります。

（IP通信網契約申込みの方法）

第9条 IP通信網契約の申込みをする者は、別冊に掲げる事項について当社が指定する方法によりIP通信網契約の申込みを行っていただきます。

(I P 通 信 網 契 約 申 込 みの 承 諾)

第10条 当社は、I P 通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのI P 通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P 通信網契約の申込みをした者が、I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
- (3) I P 通信網契約の申込みをした者が、第24条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、I P 通信網サービスの利用を停止されている、又はI P 通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) I P 通信網契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) I P 通信網契約の申込みをした者が、別記6（I P 通信網サービスにおける禁止事項）に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (6) 前5号に規定するほか、別冊の契約申込みの承諾に定める場合のいずれかに該当するとき。
- (7) その他当社のI P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最 低 利 用 期 間)

第11条 I P 通信網サービスの最低利用期間は、別冊に定めるところによります。

(そ の 他 の 契 約 内 容 の 変 更)

第12条 当社は、I P 通信網契約者から請求があったときは、別冊に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（I P 通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(I P 通 信 網 契 約 に 基 づ く 権 利 の 譲 渡)

第13条 I P 通信網利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 I P 通信網利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりI P 通信網利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) I P 通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、I P 通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
- (3) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、第24条（利用停止）第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、I P 通信網サービスの利用を停止されている、又はI P 通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
- (5) I P 通信網利用権を譲り受けようとする者が、別記6（I P 通信網サービスにおける禁止事項）に規定する行為をする恐れがあると当社が判断したとき。
- (6) 前5号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
- (7) その他当社のI P 通信網サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 I P 通信網利用権の譲渡があったときは、譲受人は、I P 通信網契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除)

第14条 I P 通信網契約者は、I P 通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ I P 通信網サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う I P 通信網契約の解除)

第15条 当社は、第24条(利用停止)の規定により I P 通信網サービスの利用を停止された I P 通信網契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その I P 通信網契約を解除することがあります。

2 当社は、I P 通信網契約者が第24条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、I P 通信網サービスの利用停止をしないでその I P 通信網契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その I P 通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ I P 通信網契約者にそのことを通知します。

(協定事業者の契約の解除等に伴う I P 通信網契約の扱い)

第16条 当社は、I P 通信網契約者からその I P 通信網契約に係る他社接続契約者回線について、契約の解除等、その他社接続契約者回線との接続を中止(以下この条において「接続中止」といいます。)する旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その I P 通信網契約を解除します。

ただし、接続中止すると同時にそれに相当する契約者回線等との接続を開始した場合であって、その I P 通信網契約者から I P 通信網契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は別冊に別段の定めがある場合はその I P 通信網契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第17条 I P 通信網契約に関するその他の提供条件については、別記4、別記5及び別記7に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第18条 当社は、I P 通信網契約者(臨時第3種契約者を除きます。)から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した I P 通信網契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求した I P 通信網契約者が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求した I P 通信網契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(付加機能の廃止)

第19条 当社は、付加機能の提供を受けている I P 通信網契約者から廃止の申出があったときは、その付加機能を廃止します。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第20条 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第21条 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第22条 I P通信網契約者は、その契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線、加入者回線又は外部接続回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をI P通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第23条 当社は、次の場合には、そのI P通信網サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第7条(I P通信網サービスの提供区間等)第3項の規定により、サービス接続点又は相互接続点の所在場所等を変更するとき。
- (3) 第26条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりI P通信網サービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめそのことをI P通信網契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第24条 当社は、I P通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのI P通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったI P通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのI P通信網サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務(接続契約者回線又は他社接続共用回線に係るものを含みます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第42条(利用に係るI P通信網契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査

の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線から取りはずさなかったとき。

- (5) 前4号に規定するほか、この約款の規定に反する行為であって、IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をIP通信網契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、当社と複数のIP通信網契約を締結しているIP通信網契約者が、そのいずれかの契約において利用に係るIP通信網契約者の義務規定に違反したときは、その全てのIP通信網契約に係るIP通信網サービスの利用を停止することがあります。この場合において、本項の利用停止については、第1項に準じて取り扱います。
- 4 IP通信網契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下本条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、そのIP通信網契約者の電子メールの転送を継続して行うことについてIP通信網サービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、そのIP通信網契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。
- 5 前4項に規定するほか、当社は別冊に別段の定めがある場合はそのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。

（接続休止）

第25条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除、協定事業者又は契約事業者の電気通信事業の休止又は一部若しくは全部の廃止又は契約事業者との契約の解除により、当社のIP通信網契約者が当社のIP通信網サービスを全く利用できなくなったときは、そのIP通信網サービスについて接続休止（そのIP通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのIP通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのIP通信網サービスについて、IP通信網契約者から契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、そのIP通信網契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのIP通信網契約者にそのことを通知します。

第9章 通信

（通信利用の制限等）

第26条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名

気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記18の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 I P通信網契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信又は相手先から着信しないことがあります。
- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
 - (3) 当社又は協定事業者の契約約款及び料金表の規定により、その通信（ダイヤルアウトに限ります。）の着信が制限される時。
 - (4) その通信（電子メールに係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。）が当社又は他の電気通信事業者の設置するメールサーバを経由して転送されないとき。
 - (5) その通信に係る発信元の I Pアドレスが正当なものであることを当社が確認できないとき。
- 3 当社は、利用者がダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないとき又はデータ発信サービス若しくはドットフォンサービスに係る通信が一定時間行われないうときは、その接続を切断することがあります。
- 4 当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、その地域等との通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。
- 5 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、I P通信網契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- 6 前2項の規定により I P通信網契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

（回線による制約）

第27条 I P通信網契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等、ダイヤルアップ回線、利用回線、DSL回線、光アクセス回線、データ利用回線又はその他別冊に定める回線を使用することができない場合（当社が別に定める理由により、使用することができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）においては、I P通信網サービスを利用することができない場合があります。また、その場合において I P通信網契約者がボイスモードを利用している場合、そのボイスモードの通話が切断される事があります。

(注) 本条に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第28条 当社が提供するIP通信網サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する利用料金、使用料及び手続きに関する料金とし、利用料金及び使用料は、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて適用します。

2 当社が提供するIP通信網サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金等の支払義務)

第29条 IP通信網契約者は、その契約に基づいて当社がIP通信網サービスを提供した期間について、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて別冊に定める利用料金及び使用料(以下「利用料金等」といいます。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用中止等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金等の支払いは、別冊に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第30条 IP通信網契約者は、IP通信網サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第31条 IP通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、IP通信網契約者は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下本条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第32条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第33条 IP通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第34条 IP通信網契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第11章 保守

(I P通信網契約者の維持責任)

第35条 I P通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(I P通信網契約者の切分責任)

第36条 I P通信網契約者は、I P通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、I P通信網契約者(契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に係る者に限ります。以下本条において同じとします。)から請求があったときは、当社は、I P通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をI P通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、I P通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、I P通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第37条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第26条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定められたものに限り、また、

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの

2	<p>ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの</p> <p>水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの</p> <p>選挙管理機関との契約に係るもの</p> <p>別記18の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの</p> <p>預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの</p> <p>国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）</p>
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社又は特定協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線若しくは加入者回線を収容する交換設備等を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第38条 当社は、I P通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と特定協定事業者及びV o I P協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その特定協定事業者又はV o I P協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのI P通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。また、ボイスモードの利用において、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。）より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのI P通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者又はV o I P協定事業者が特定協定事業者又はV o I P協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところによりその損害を賠償する場合又はそのI P通信網サービスがDSL回線の区間（当社が別に定める特定協定事業者の区間に限ります。）において当社が別に定める理由により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定にかかわらず、別冊に損害賠償の取扱いについて別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりI P通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、DSL回線に係る別記2の(1)に掲げる特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するDSL方式に起因する事象によるものとします。

(免責)

第39条 当社は、I P通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、I P通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下本条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（I P通信網サービス取扱所に設置する交換設備等の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

（承諾の限界）

第40条 当社は、I P通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（サービスの廃止）

第41条 当社は、技術仕様の変更等によりI P通信網サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりI P通信網サービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめI P通信網契約者に通知します。

（利用に係るI P通信網契約者の義務）

第42条 I P通信網契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がI P通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社がI P通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がI P通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がI P通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) アクセス回線二重化を行う場合において、2の加入者回線等又は契約者回線を同時に使用する通信（以下「アクセス回線二重化の目的外利用」といいます。）を行わないこと。

(6) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でI P通信網サービスを利用しないこと。

また、別記6（I P通信網サービスにおける禁止事項）に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 当社は、I P通信網契約者が前項の規定に違反する行為を行ったと判断したときは、I P通信網契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。

3 I P通信網契約者は、第1項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

4 I P通信網契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号及び暗証符号（以下、「契約者識別符号等」とします。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。

5 I P通信網契約者が前項の規定に反し、I P通信網サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は契約者識別符号等の変更その他当社が別に定める必要な措置をとる場合があります。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨をI P通信網契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合その他当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等)

第43条 契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等については、別記8に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第44条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、I P通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びI P通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

(I P通信網契約者の氏名等の通知)

第45条 当社は、協定事業者から請求があったときは、I P通信網契約者(その協定事業者とI P通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第46条 I P通信網契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なI P通信網契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第47条 当社は、I P通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下本条において同じとします。)の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がそのI P通信網契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をしたI P通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) そのI P通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのI P通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者によるI P通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第48条 当社は、I P通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりそのI P通信網契約者に請求することとした料金または工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下本条において同じとします。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をしたI P通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) そのI P通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社のI P通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、そのI P通信網契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事

業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第49条 I P通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記9から別記13に定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第50条 当社は、I P通信網サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記14及び当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

第51条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第52条 I P通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記又は別冊に定めるところによります。

別記

1 IP通信網サービスの提供区間

当社のIP通信網サービスは、次に掲げる区間において提供します。

- (1) 契約者回線の終端相互間
- (2) 契約者回線の終端と加入者回線の終端との間
- (3) 契約者回線の終端とサービス接続点との間
- (4) 契約者回線の終端と相互接続点との間
- (5) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント（IP通信網とデータ伝送サービス契約約款に規定するデータ伝送網、IP伝送サービス契約約款に規定するIP伝送網、モバイルアクセスサービス契約約款に規定するモバイルアクセス網又は電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網との接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (6) 契約者回線の終端とIP伝送サービス契約約款に規定するサービス接続点との間
- (7) 契約者回線の終端とボイスリレーポイント（シェアードゲートウェイ装置を介して接続するIP通信網相互間の接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (8) 加入者回線の終端相互間
- (9) 加入者回線の終端とサービス接続点との間
- (10) 加入者回線の終端と相互接続点との間
- (11) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (12) 加入者回線の終端とボイスリレーポイントとの間
- (13) サービス接続点相互間（同一のサービス接続点に終始する場合があります。）
- (14) サービス接続点と相互接続点との間
- (15) サービス接続点とサービスインタワークポイントとの間
- (16) サービス接続点とボイスリレーポイントとの間
- (17) 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合があります。）
- (18) 相互接続点とサービスインタワークポイントとの間
- (19) 相互接続点とIP伝送サービス契約約款に規定するサービス接続点との間
- (20) 相互接続点と外部接続回線の終端との間
- (21) 相互接続点と外国との間
- (22) 相互接続点とボイスリレーポイントとの間
- (23) サービスインタワークポイント相互間（同一のサービスインタワークポイントに終始する場合があります。）
- (24) サービスインタワークポイントとボイスリレーポイントとの間

2 特定協定事業者

- (1) 他社接続契約者回線、利用回線、DSL回線、光アクセス回線、データ利用回線及びダイヤルアウトに係るもの

東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社

- (2) 他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの
ア 他社接続契約者回線及びダイヤルアウトに係るもの

東北インテリジェント通信株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
北陸通信ネットワーク株式会社
株式会社ケイ・オブティコム
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
株式会社S T N e t
九州通信ネットワーク株式会社
沖縄通信ネットワーク株式会社

イ 他社接続契約者回線に係るもの

北海道総合通信網株式会社

(3) DSL回線、他社接続モバイルデータ通信利用回線及びダイヤルアウトに係るもの

イー・アクセス株式会社

(4) ダイヤルアウトに係るもの

ベライゾンジャパン合同会社
株式会社テクノロジーネットワークス
株式会社UCOM
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
株式会社KVH
沖縄セルラー電話株式会社
Z I P T e l e c o m株式会社

(5) ダイヤルアウト、データ利用回線及び特定ダイヤルアップ回線に係るもの
ア 特定ダイヤルアップ回線に係るもの

株式会社ウィルコム

イ ダイヤルアウト及びデータ利用回線に係るもの

ソフトバンクモバイル株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社

(6) ダイヤルアウト、データ利用回線及び特定ダイヤルアップ回線に係るもの

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

(7) 他社接続契約者回線、ダイヤルアウト及びデータ利用回線に係るもの

KDDI株式会社

3 V o I P協定事業者

(1) 電気通信番号規則第9条第1号に定める電話番号に係るもの

東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
KDD I 株式会社
株式会社UCOM
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社ケイ・オプティコム
株式会社STNet
東北インテリジェント通信株式会社
株式会社ジェイコム札幌
九州通信ネットワーク株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
KVH株式会社

(2) 電気通信番号規則第10条第2号に定める電話番号に係るもの

株式会社NTTぷらら
株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
KDD I 株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社ケイ・オプティコム
東北インテリジェント通信株式会社
株式会社UCOM
株式会社STNet
ソフトバンクBB株式会社
ZIP Telecom株式会社
九州通信ネットワーク株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

4 IP通信網契約者の地位の承継

(1) 第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割によりIP通信網契約者（第4種契約者（料金表第1表（料金）に規定するタイプ1のコース8又はコース9に係る者に限り、及びデータ発信契約者を除きます。）の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（その接続契約者回線等又はDSL回線（第4種オープンコンピュータ通信網サービスに係るもの、料金表第1表（料金）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ2のコース1及びコース1-2に係るもの並びに第6種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ3のコース1及びコース4に係るものを除きます。）に係る者として）と同一の者として扱います。

ただし、アクセス回線共用を行う場合であって、その接続共用回線等について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が2以上となる場合は、その中

の1人とします。)を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。
これを変更したときも同様とします。

- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 IP通信網契約者の氏名等の変更

- (1) IP通信網契約者(第4種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ1のコース8又はコース9に係る者に限ります。)及びデータ発信契約者を除きます。)は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他IP通信網契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかにIP通信網サービス取扱所に届け出て頂きます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 前項に規定する変更の届出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

6 IP通信網サービスにおける禁止事項

IP通信網契約者はIP通信網サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) IP通信網サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (9) 他人になりすましてIP通信網サービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (12) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (13) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (15) あらかじめ当社の承諾無く、IP通信網サービスを不特定の第三者に利用させる行為(事業法第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務として当社から提供を受ける場合を除きます。)
- (16) ボイスモードの利用において、故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (17) ボイスモードの利用において、当社以外の者が提供するVoIPサービスへ転送を行う等、品質を保持できないような形態により利用する行為
- (18) ボイスモードの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用

い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為

- (19) ボイスモードの利用において、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
 - (20) ボイスモードの利用において、双方に発信の意思がない通信を発生させる行為
 - (21) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報をWebサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
 - (22) 当社が別に定める基準を超過したトラフィック量を発生させることにより、IP通信網サービスを利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える、又は与える恐れのある様態において通信をする行為
 - (23) 当社の推奨しないボイスハードウェア等を使用し、又はボイスハードウェア等が変更された場合においてその使用するボイスハードウェア等を速やかに変更せず継続して使用する行為
 - (24) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
 - (25) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又は前各号に類する行為
- (注) ②に規定する当社が別に定める基準は、当社のホームページ
(<http://www.ocn.ne.jp/info/rules/upload/index.html>) にて公表します。

7 広告情報の提供に係る承諾

IP通信網契約者は、当社が当社又は当社の提携先等第三者の提供する商品・サービス等に関する情報提供（広告・宣伝を含みます。）を行うために電子メール等を送付することに、承諾していただきます。なお、IP通信網契約者は、当社に申し出ることにより、この電子メール等の送付を中止、又は再開することができます。

8 契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の設置場所の提供等

(1) 契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線、加入者回線又は外部接続回線を設置するために必要な場所は、そのIP通信網契約者（契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に係る者に限ります。以下8において同じとします。）から提供していただきます。

ただし、IP通信網契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者回線又は外部接続回線の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社がIP通信網契約に基づき設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、IP通信網契約者から提供していただくことがあります。
- (3) IP通信網契約者は、契約者回線、加入者回線又は外部接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

9 自営端末設備の接続

(1) IP通信網契約者（契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に係る者に限ります。以下12まで同じとします。）は、その契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することに

ついて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号または14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IP通信網契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) IP通信網契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) IP通信網契約者は、その契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

10 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、IP通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、IP通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、IP通信網契約者は、その自営端末設備を契約者回線、加入者回線又は外部接続回線から取りはずしていただきます。

11 自営電気通信設備の接続

- (1) IP通信網契約者は、その契約者回線、加入者回線若しくは外部接続回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) IP通信網契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者

証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) I P通信網契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) I P通信網契約者は、その契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線、加入者回線又は外部接続回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記10（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

13 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

14 個人情報の開示

(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、I P通信網契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

(2) I P通信網契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

15 支払証明書の発行

(1) 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、当社が指定するI P通信網サービス取扱所において、そのI P通信網サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が、既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) I P通信網契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

16 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、I P通信網サービスに係る契約の申込みをする者又はI P通信網契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

17 I P通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1) 接続契約者回線に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
第1種契約、第2種契約又は第5種契約	イーサネット通信サービス契約約款
V P N契約（アクセスタイプ7に係るものに限り。）	I P伝送サービス契約約款
第2種データ着信契約（クラス2に係るものに限り。）	I P通信網サービス契約約款
ネットワークプラットフォーム契約	ネットワークプラットフォームサービス契約約款

Universal One契約	Universal Oneサービス契約約款
-----------------	-----------------------

(2) 他社接続契約者回線に係るもの

ア イ、イの2又はウ以外のもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	専用契約（DSL等接続専用サービスに係るものを除きます。）又は臨時専用契約	専用サービス契約約款
	データ伝送契約	データ伝送サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	専用契約（DSL等接続専用サービスに係るものを除きます。）又は臨時専用契約	専用サービス契約約款
	データ伝送契約	データ伝送サービス契約約款
北海道総合通信網株式会社	イーサネット通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット通信網サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	高速イーサネット網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	高速イーサネット網サービス契約約款
KDD I株式会社	パワードイーサネット契約（当社が別に定めるものに限ります。）	パワードイーサネットサービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	イーサネット網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット網サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	イーサネット通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	専用契約	専用サービス契約約款
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	イーサネット通信網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社STNet	高速イーサネット網契約（当社が別に定めるものに限ります。）	高速イーサネット網サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	高速イーサネット専用契約	専用サービス契約約款

沖縄通信ネットワーク株式会社	専用契約	専用サービス契約約款
----------------	------	------------

イ DSL回線に係るもの

(ア) 2の(1)に規定する特定協定事業者のみに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IP通信網契約（メニュー4のタイプ1（プラン2を除きます。）及びタイプ2に係るものに限ります。）	IP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	IP通信網契約（メニュー4に係るものに限ります。）	IP通信網サービス契約約款

(イ) ア以外のもの

次のA及びBに掲げる契約の組合せによる2の契約とします。

A

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	専用契約（DSL等接続専用サービスのタイプ2（タイプ2-1を除きます。）に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	専用契約（DSL等接続専用サービスのタイプ2（タイプ2-1を除きます。）に係るものに限ります。）	専用サービス契約約款

B

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
イー・アクセス株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由DSLサービス契約	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社経由DSLサービスに関する契約約款

イの2 DSL回線に係るもの

2の(1)に規定する特定協定事業者（東日本電信電話株式会社に限ります。）のみに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IP通信網契約（メニュー4のタイプ2（プラン2に限ります。）に係るものに限ります。）	IP通信網サービス契約約款

ウ 光アクセス回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 5 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 5 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款

(3) 特定加入者回線に係るもの

ア DSL 回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 4 のタイプ 1（プラン 2 を除きます。）及びタイプ 2 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 4 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款

イ 光アクセス回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 5 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 5 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款

(4) その他

ア 利用回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 1 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網契約（メニュー 1 に係るものに限ります。）	I P 通信網サービス契約約款

イ 加入電話等設備に係るもの

(ア) 当社に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
専用アクセス契約	電話等サービス契約約款

(イ) 特定協定事業者のうち加入電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款

	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社STNet	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	直加入通信契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社KVH	I SDN契約	総合デジタル通信サービス契約約款
ベライゾンジャパン合同会社	電話加入契約、臨時電話加入契約、総合デジタル通信加入契約又は臨時総合デジタル通信加入契約	電話サービス等契約約款
KDDI株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約、ダイレクト通信契約又は臨時ダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
ソフトバンクテレコム株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約、デジタルダイレクト通信契約又は臨時デジタルダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款

	加入契約	電話サービス契約約款
	I S D N加入契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	直加入電話契約	電話サービス（H）契約約款
株式会社テクノロジーネットワークス	卸電話等サービスの提供を受けるための契約	卸電話等サービス契約約款
株式会社UCOM	直加入契約	直加入サービス契約約款
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	電話サービス等契約	電話等サービス契約約款
Z I P T e l e c o m株式会社	直加入電話契約	電話サービス等契約約款
備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に定めるものをいいます。以下同じとします。）を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとします。		

(ウ) 特定協定事業者のうち携帯電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	F O M A契約	F O M Aサービス契約約款
	衛星電話契約	衛星電話サービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	3 Gサービス契約	3 G通信サービス契約約款
K D D I株式会社	a uサービスに係る契約又はプリペイド電話契約	a u通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	a uサービスに係る契約又はプリペイド電話契約	a u通信サービス契約約款
イー・アクセス株式会社	E M O B I L E契約	E M O B I L E通信サービス契約約款（電話・データ通信編）

(エ) 特定協定事業者のうちPHS契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約又は定期一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款

備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する卸電気通信役務を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとします。

ウ 削除

エ データ利用回線（別冊に定めるものをいいます。）に係るもの（電話等契約）

(ア) 加入電話等契約

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
ソフトバンクテレコム株式会社	加入電話契約又はデジタル加入通信契約	電話サービス等契約約款
KDD I 株式会社	FTTH電話契約	FTTHサービス契約約款
	一般メタルプラス電話契約	メタルプラス電話サービス契約約款
	一般ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款
	光ダイレクト電話契約	光ダイレクトサービス契約約款

(イ) PHS等契約

A 当社に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
モバイルアクセス契約（カテゴリーPに係るものに限ります。）	モバイルアクセスサービス契約約款

B A以外のもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約又は定期一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款

(ウ) 携帯電話等契約

A 当社に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
モバイルアクセス契約（カテゴリーCに係るものに限ります。）	モバイルアクセスサービス契約約款

B A以外のもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	衛星電話契約	衛星電話サービス契約約款
	FOMA契約	FOMAサービス契約約款
KDDI株式会社	a u 契約	a u 通信サービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	3Gサービス契約	3G通信サービス契約約款
株式会社インターネットイニシアティブ	3G契約	3Gデータ通信サービス契約約款

オ 第1種ドットフォンサービス及び第2種ドットフォンサービスに係る加入電話等設備に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は支店代行電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

カ モバイルアクセス利用回線に係るもの

(ア) 当社に係るもの

契約の種別等	契約約款の名称
モバイルアクセス契約（カテゴリーPに係るものに限ります。）	モバイルアクセスサービス契約約款

(イ) 他社モバイルアクセス利用回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約又は定期一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款

キ 特定ダイヤルアップ回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	FOMA契約（国際アウトローミングのものを含みます。）	FOMAサービス契約約款
	Xi契約	Xiサービス契約約款
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約又は定期一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款

ク 他の電気通信事業者との利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業者	締結する利用契約
KDD I 株式会社	KDD I 株式会社の電話サービス等契約約款に規定する第2種一般電話等契約
ソフトバンクテレコム株式会社	ソフトバンクテレコム株式会社の電話サービス等契約約款に規定する第2種中継電話等契約

ケ モバイルアクセスに係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	第2種卸FOMA	卸携帯電話サービス契約約款

18 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社（以下、「NTT」といいます。）がオープンコンピュータ通信網サービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表右欄の契約に移行したものとします。

第1種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第1種契約 臨時第1種契約	第1種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第1種契約 臨時第1種契約
第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約
第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第3種契約 臨時第3種契約	第3種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第3種契約 臨時第3種契約

2 前項の場合において、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

第3条 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している付加機能は、この約款実施の日において、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この約款実施前に、旧約款の規定により生じた料金その他の債務に係る債権（旧約款における接続契約者回線に係るものを除きます。）は、この約款実施の日において、当社がNTTから譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(前受金に関する経過措置)

第5条 この約款実施前に、旧約款の規定によりNTTに預け入れた前受金（旧約款における接続契約者回線に係るものを除きます。）は、この約款実施の日において、当社がNTTから引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(損害賠償に関する経過措置)

第6条 この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により当社に移行する契約に係るものについては、この約款実施の日において、当社がNTTから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお、従前のおりとなります。

(最低利用期間に関する経過措置)

第7条 この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している第3種オープンコンピュータ通信網サービスのクラス1のタイプ1（128Kb/sの品目であって、平成11年3月31日以前に当社が提供を開始したものに限り。）に係る第3種契約者が、タイプ1からタイプ2への細目の変更の請求を行った場合は、第32条（最低利用期間）第3項の規定は適用しません。

（この約款実施前に行った手続き等の効力等）

第8条 この約款実施前に、NTTに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供するオープンコンピュータ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則（平成22年3月10日 N I 第901894号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している第2種ドットフォンサービス（タイプ1に係るものに限り。）の付加機能（番号情報送出機能タイプ1に限り。）の提供を受けている第2種ドットフォン契約者のその付加機能に関する料金その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供しているIP電話番号等の提供を受けている第1種ドットフォン契約者及び第2種ドットフォン契約者のそのIP電話番号等に関する料金その他の取扱いについては、なお従前のとおりとします。ただし、改正前の規定により提供している第2種ドットフォンサービスの付加機能のうち番号情報送出機能タイプ1については新たに申込むことはできません。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り。）のうち、同時に料金表第1表第1の6の7の4-2-3（付加機能利用料）の表に規定する番号情報送出機能タイプ2を締結しているものについては、この改正規定実施の日において、番号情報送出機能とみなして取扱います。

5 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年6月22日 N O S 第000274号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年6月24日から実施します。

（経過措置）

2 平成22年6月24日から平成23年6月30日までの間は、料金表第1表第1の2-2-5の規定中、付加機能（ホスティング機能に係るものに限り。）については、「蓄積できる情報量が30メガバイト」を「蓄積できる情報量が100メガバイト」と読み替えて適用するものとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年9月30日 N O S 第000671号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間に、タイプ2（コース1に限ります。）及びタイプ3のコース1（プラン1、プラン4又はプラン6について、同時に料金表第1表（料金）に定める長期継続利用に係る定額利用料の適用の申込みが無いものに限ります。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成23年7月31日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます。）。

3 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間に、タイプ3のコース1（プラン3、プラン8、プラン9及びこの附則の2の規定に定めるものを除きます。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成23年7月31日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、また、第2種契約の細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成23年7月31日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表第1表（料金）2-1（適用）表(13)の2欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません（当社が別に定める場合を除きます。）。

4 N O S 第900967号（平成22年1月14日）の附則2中、「平成22年1月16日から平成22年5月31日までの間」を「平成22年1月16日から平成23年1月31日までの間」に改めます。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年12月20日 B N S ヲ第000536号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年12月20日から実施します。

（経過措置）

2 平成22年12月20日から平成24年3月31日までの間に、第1種シェアードI P - P B X 契約者又は第2種シェアードI P - P B X 契約者（以下、この附則において「I P 通信網契約者」といいます。）が、その廃止と同時に第3種シェアードI P - P B X サービスに係る申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成24年3月31日までに行われるとき（I P 通信網契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）には、次のアからウの規定に従って提供します。

ア 料金表第1表6の7の2の2-2に規定する料金（ダイヤルアウト通信料に係るものを除きます。）及び料金表第3表第3の2に規定する料金明細内訳の閲覧に関する料金は、利用を開始した日が属する料金月及びその翌料金月の間、その料金（現に利用している機能等に係る料金に限ります。）を適用しません。

イ 料金表第2表2-5-2に規定する交換機等工事費（利用の開始に関する工事

の場合に限ります。)及び料金表第3表第3の2に規定する工事費は、その工事に関する費用を適用しません。

ウ 料金表第3表第1に規定する新たにIPアドレスの登録をする場合の料金は、その料金を適用しません。

3 この附則2に規定するほか、第1種シェアードIP-PBXサービス又は第2種シェアードIP-PBXサービスで現に利用している内容で申込みをする場合に限り、当社が指定するボイスモードゲートウェイ装置を提供します。この場合において、その料金は1のボイスモードゲートウェイ装置ごとに月額950円(税込997.5円)とし、利用を開始した日が属する料金月及びその翌料金月の間、その料金を適用しません。

4 この附則2及び3に規定するほか、この改正規定実施後に、当社が別に定める方法により当社とIP通信網契約者との間で提供条件について合意がなされる場合は、その合意内容に基づき提供を行う場合があります。

附 則 (平成22年12月21日 BNS販第000541号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 IP通信網契約者が、平成23年2月1日から平成23年6月30日までの間に、第1種ホスティングサービス(メールホスティングサービスに係るものに限ります。)、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス又は第6種ホスティングサービスに係る契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成23年7月29日までに行われるときは、料金表第2表(工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。)))2(工事費の額)に規定するネットワーク工事費(利用の開始に関する工事と同時に行う場合に限り、利用の開始と同時に行う工事に関するものを含まず。)及び料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金(第1種ホスティングサービス(メールホスティングサービスに係るものに限ります。)、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス及び第6種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と同時に行う場合に限り。))のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

区 分		
ネ ッ ト ワ ー ク 工 事 費	第1種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
		ドメイン名管理装置の部分に関する工事の場合
		登録可能メールアドレス数の追加に関する工事の場合
		蓄積情報量の追加に関する工事の場合
	第4種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
	DNSサーバを利用する際のドメイン名の登録(利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。)又は変更(ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含まず。)に関する工事の場合	利用の開始に関する工事と同時に行われる工事の場合

第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
	メールアドレス数の追加に関する工事の場合	
第6種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
	上記以外に関する工事の場合	
付加機能に関する工事の場合	I M A P 4 機能に関する工事の場合	
	メールセキュリティ機能に関する工事の場合	
	接続要求別表示機能に関する工事の場合	
	承認機能付メール配信機能に関する工事の場合	
	メールアドレス追加機能に関する工事の場合	
独自ドメインサービス利用機能に関する工事の場合		
ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	汎用 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
	属性型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
第6種ホスティングサービスのホームページ作成機能に係る料金		ホームページ作成機能工事費
第6種ホスティングサービスのFlash作成機能に係る料金		Flash作成機能工事費
第6種ホスティングサービスの動画配信機能に係る料金		動画配信機能工事費
第6種ホスティングサービスのコンテンツ配信機能に係る料金		コンテンツ配信機能工事費

3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の(5)欄に規定する第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限り）、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス及び第6種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

附 則（平成23年1月27日 N O S 第001025号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間に、タイプ2（コース1に限り）及びタイプ3のコース1（プラン1、プラン4、プラン6又はプラン10について、同時に料金表第1表（料金）に定める長期継続利用に係る定額利用料の適用の申込みが無いものに限り）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成23年11月30日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます）。

3 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間に、タイプ3のコース1（プラ

ン3、プラン8、プラン9及びこの附則の2の規定に定めるものを除きます。)に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成23年11月30日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、また、第2種契約の細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成23年11月30日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表第1表(料金)2-1(適用)表(3)の2欄に規定する減額の額及び2-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません(当社が別に定める場合を除きます。)

附 則(平成23年3月28日 N I 第002240号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間に、タイプ5に係る第3種ドットフォン契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成23年10月7日までに行われるときには(当社の責めに帰すべき理由により利用が開始できなかった場合を除きます)、料金表第2表の2-8に規定する交換機等工事費を適用しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成23年3月30日 B N S ヌ 第900295号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(提供条件に関する経過措置)

2 この改正規定に定める第5種ホスティングサービスの提供条件(記憶装置の容量に限ります。)は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第5種ホスティングサービスを利用している契約者については、電気通信設備の工事が施工された順序に従って適用されるものとし、その工事が施工されるまでの間における提供条件は、なお従前のとおりとします。

附 則(平成23年4月21日 N O S 第100038号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年4月21日から実施します。

(経過措置)

2 平成23年4月21日から平成23年6月30日までの間に、第7種ホスティング契約の申込みを当社が承諾し、平成23年8月31日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表の2-1-1に規定する工事費を適用しません(当社が別に定める場合を除きます。)

3 平成23年4月21日から平成23年6月30日までの間に、第7種ホスティング契約の申込みと「Bizホスティング メール&ウェブ エコノミー ドメイン提供サービス」利用規約に基づくドメインのレジストラ変更の請求を当社が合わせて承諾し、平成23年8月31日までにその利用が開始された場合1、利用開始をした日を含む料金月から3料金月について、料金表第1表の6-8-2に規定する定額利用料の額にかかわらず定額利用料を適用しません(当社が別に定める場合を除きます。)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年5月30日 N O S 第100131号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成23年6月1日から平成23年6月30日までの間に、タイプ2（コース1に限ります。）及びタイプ3のコース1（プラン1、プラン4、プラン6又はプラン10について、同時に料金表第1表（料金）に定める長期継続利用に係る定額利用料の適用の申込みが無いものに限ります。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成23年12月31日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます。）。

3 平成23年6月1日から平成23年6月30日までの間に、タイプ3のコース1（プラン3、プラン8、プラン9及びこの附則の2の規定に定めるものを除きます。）に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成23年12月31日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、また、第2種契約の細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成23年12月31日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表第1表（料金）2-1（適用）表(13)の2欄に規定する減額の額及び2-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません（当社が別に定める場合を除きます。）。

4 平成23年6月1日から平成23年6月30日までの間に、当社に対するタイプ1のコース1（プラン8に限ります。）に係る第2種契約の申込みの請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月について、又はタイプ1のコース1への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後のサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から2料金月について、その第2種契約に係る利用料については、料金表第1表（料金）2-2（料金額）に規定する料金（基本額に限ります。）を適用しません（当社が別に定める場合を除きます。）。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月6日 B N S ュ第100111号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年6月15日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月17日 B N S ネサ第100052号

／平成23年6月16日 N O S 第100186号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、当社に対し改正規定前の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

3 この改正規定実施前の際現に、当社が改正規定後の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則 (平成23年6月16日 N O S 第100186号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が附則 (平成15年2月21日経企第1302号) に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

(1) 第2種契約の細目に係る料金の適用の追加

細 目	内 容
タイプ1-2	別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。)) 第3条 (オープンコンピュータ通信網サービスの種類) の表の1の規定にかかわらず、利用回線を使用して通信を行うことができるもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を設定するもの
タイプ2-2	別冊第3条 (オープンコンピュータ通信網サービスの種類) の表の1の規定にかかわらず、DSL回線を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの
タイプ3-2	別冊第3条 (オープンコンピュータ通信網サービスの種類) の表の1の規定にかかわらず、光アクセス回線を使用して通信を行うことができるもの

(2) 第2種契約のタイプ1のコース1に係る区分の追加

区 分	内 容
プラン1-2	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算し、基本額 (累計時間が0の場合も適用します。) にその額を加算して適用します。
プラン1-3	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が7時間までの場合 (累計時間が0の場合を含みます。) は基本額のみを適用し、7時間を越える場合は7時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン2-2	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が25時間までの場合 (累計時間が0の場合を含みます。) は基本額のみを適用し、25時間を越える場合は25時間を超える1分までごとに加

	算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン4-2	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が200時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、200時間を越える場合は200時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン5-2	利用回線を使用しての通信ができないもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。

(3) 第2種契約のタイプ1のコース2に係る区分の追加

細目及び区分	内 容
プラン1-2	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が1時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、1時間を越える場合は1時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン2-2	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が4時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、4時間を越える場合は4時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン3-2	当社が別に定めるアクセスポイントに接続しての通信のみが可能で、接続通信時間の料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を越える場合は10時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

(4) 第2種契約のタイプ3-2に係る区分の追加

区 分	内 容
プラン1	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）に係るもの
プラン2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るもの
プラン3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン2のものに限ります。）に係るもの

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

(1) 利用料

ア タイプ1のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン1-2	基本額 (月額)	200円 (210円)
	加算額 (1分までごとに)	5円 (5.25円)
プラン1-3	基本額 (月額)	700円 (735円)
	加算額 (1分までごとに)	5円 (5.25円)
プラン2-2	基本額 (月額)	1,500円 (1,575円)
	加算額 (1分までごとに)	5円 (5.25円)
プラン4-2	基本額 (月額)	2,500円 (2,625円)
	加算額 (1分までごとに)	5円 (5.25円)

イ タイプ1のコース2のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン1-2	基本額 (月額)	400円 (420円)
	加算額 (1分までごとに)	9円 (9.45円)
プラン2-2	基本額 (月額)	1,200円 (1,260円)
	加算額 (1分までごとに)	9円 (9.45円)
プラン3-2	基本額 (月額)	2,350円 (2,467.5円)
	加算額 (1分までごとに)	9円 (9.45円)

(2) 定額利用料

ア タイプ1のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン5-2	1,750円 (1,837.5円)

イ タイプ1-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1,200円 (1,260円)

ウ タイプ2-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1,800円 (1,890円)

エ タイプ3-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	1,980円 (2,079円)
プラン2	1,240円 (1,302円)
プラン3	7,800円 (8,190円)

4 この附則実施の際現に、当社がOCN SphereダイヤルアップIP接続サービス利用規約（以下この附則において「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行したものとします。

区 分	料 金 額
OCN Sphere Lite プチコース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン1-2
OCN Sphere Lite Aコース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン1-3
OCN Sphere Lite Bコース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン2-2
OCN Sphere Lite Cコース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン4-2
OCN Sphere Xpert	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-2
OCN Sphere Xpert +	第2種オープンコンピュータ通信

	網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1-2
OCN Sphere デュオ 1時間コース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース2 プラン1-2
OCN Sphere デュオ 4時間コース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース2 プラン2-2
OCN Sphere デュオ 10時間コース	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース2 プラン3-2
OCN Sphere Xpert ADSL	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2-2
OCN Sphere Xpert Hikari (Bフレッツ ニューファミリータイプ/ファミリータイプ用)	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3-2 プラン1
OCN Sphere Xpert Hikari (Bフレッツマンションタイプ用)	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3-2 プラン2
OCN Sphere Xpert Hikari (Bフレッツ ベーシックタイプ用)	第2種オープンコンピュータ通信 網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3-2 プラン3

5 当社は、この附則の4に規定する他に、この附則の2に規定する細目及び区分に係る第2種契約についての申込み並びに細目及び区分の変更の請求（当社が別に定めるものを除きます。）を承諾しません。

6 タイプ1のコース1に係る第2種契約者（この附則の2に規定する区分に係る者に限ります。）が、当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合、

この附則の3の規定にかかわらず、その接続通信時間については、料金額の適用をしません。

- 7 特別第2種契約者については、別冊料金表通則15（高額利用割引）、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-1（適用）の(8)及び(9)欄に規定する減額を適用しません。
- 8 この附則実施の際現に、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-1（適用）の(12)の適用を受けている特別第2種契約者のメールアドレスについては、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-3（電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）の料金額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。（この附則実施日以降に追加したメールアドレスについては、次表の料金額は適用しません。）

電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
電子メールの利用	100円（105円）

- 10 特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線からの通信を行うことができません。
- 11 別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、特別第2種契約者（タイプ1のコース1に係る者は除きます。）はローミング機能を利用することができません。
- 12 特別第2種契約者については、ポータブルIPサービス契約約款に定めるポータブルIPサービス（第1種契約者（タイプ2に係るものに限り。）に係るものに限り。）の提供を受けることができません。
- 13 この改正実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 14 この改正実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年10月15日経企第695号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

(1) 第2種契約の細目に係る料金の適用の追加

細 目	内 容
タイプ1-3	ダイヤルアップ回線から当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を設定するもの
タイプ2-3	ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続しての通信のほか、利用回線及びDSL回線（当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するものに限り。）を使用して通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの

(2) 第2種契約のタイプ1のコース1に係る区分の追加

区 分	内 容
プラン1-4	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算して適用します。
プラン2-3	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が5時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、5時間を超える場合は5時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン2-4	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間が10時間までの場合（累計時間が0の場合を含みます。）は基本額のみを適用し、10時間を超える場合は10時間を超える1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン5-3	利用料について午前8時から午後8時までの間は接続時間にかかわらず基本額のみを適用し、午後8時から午前8時までの間は接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。
プラン5-4	利用料について午前1時から午後10時までの間は接続時間にかかわらず基本額のみを適用し、午後10時から午前1時までの間は接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

(3) 第2種契約のタイプ2のコース2に係る区分の追加

区 分	内 容
プラン4-2	D S L回線の終端への伝送方向については最大12.512Mbit/sまで、他の伝送方向については最大1.024Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、そのD S L回線が当社が別に定める特定協定事業者に係るもの
備考	タイプ2のコース2に係る第2種契約（プラン4-2に限ります。）においては、ダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行う場合、利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算して適用します。

(4) 第2種契約のタイプ3に係る区分の追加

区 分	内 容
プラン1-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）に係るもの
プラン2-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るもの
プラン3-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光ア

	クセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン2のものに限ります。）に係るもの
--	--

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

(1) 利用料

ア タイプ1のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン1-4	加算額（1分までごとに）	7円（7.35円）
プラン2-3	基本額（月額）	230円（241.5円）
	加算額（1分までごとに）	7円（7.35円）
プラン2-4	基本額（月額）	730円（766.5円）
	加算額（1分までごとに）	6円（6.3円）
プラン5-3	基本額（月額）	730円（766.5円）
	加算額（1分までごとに）	10円（10.5円）
プラン5-4	基本額（月額）	1,230円（1,291.5円）
	加算額（1分までごとに）	10円（10.5円）

イ タイプ2のコース2のもの

1 契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
プラン4-2	加算額（1分までごとに）	7円（7.35円）

(2) 定額利用料

ア タイプ1-3のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額
定額利用料		500円（525円）

イ タイプ2のコース2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分		料 金 額
プラン4-2	電話重畳のもの	基本額 2,730円（2,866.5円）
		端末回線料 別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）の(2)のイに定める端末回線料

			(電話重畳のもの)と同額
	電話非重畳のもの	基本額	2,730円(2,866.5円)
		端末回線料	料金表第1表第1(利用料金)1-2-2(定額利用料)の②のイに定める端末回線料(電話非重畳のもの)と同額

ウ タイプ2-3のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
定額利用料	1,730円(1,816.5円)

エ タイプ3のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1-2	1,980円(2,079円)
プラン2-2	1,240円(1,302円)
プラン3-2	6,530円(6,856.5円)

- 4 この附則実施の際現に、当社が別に定めるOCN Dream利用サービス規約(以下この附則において「旧規約」といいます。)の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約を開始するものとします。

OCN Dream エントリー0	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン1-4
OCN Dream M5及びOCN Dream M5(法人)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン2-3
OCN Dream エンジョイ10及びOCN Dream エンジョイ10(法人)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン2-4
OCN Dream デイマックス及びOCN Dream デイマックス	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約

(法人)	第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-3
OCN Dream デイマックスワイド及びOCN Dream デイマックスワイド (法人)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-4
OCN Dream AirH [®] オプション	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1-3
OCN Dream ADSL-A 12Mプラン	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2 コース2 プラン4-2
OCN Dream ナイスドリーム及びOCN Dream ナイスドリーム (法人)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2-3
OCN Dream ナイスドリームBフレッツオプション (ニューファミリータイプ、ファミリー100タイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 プラン1-2
OCN Dream ナイスドリームBフレッツオプション (マンションタイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 プラン2-2
OCN Dream ナイスドリームBフレッツオプション (ベーシックタイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 プラン3-2
ホームページサービス	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 ウェブ機能

5 本附則の実施の際現に、当社がOCN Dream. Phone利用規約の規定により締結している契約は、当社が別に定める日において、「第1種ドットフォンサー

ビスに係る契約」に移行したものとします。

- 6 当社は、この附則の2に規定する細目及び区分に係る第2種契約者（特別第2種契約者といいます。以下この附則において同じとします。）に対し、当社が別に定める日までに契約者識別符号及び暗証符号を通知することができない場合は、その契約を解除します。
- 7 この附則実施の際現に、旧規約のホームページサービスを複数利用している特別第2種契約者については、次表に規定する付加機能を提供します。

区 分	料 金 額
特別第2種契約者が別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）のウェブ機能を利用することができるもの	200円（210円）

- 8 当社が別に定める日までの間、旧規約に基づくOCN Dream利用サービスの契約が廃止された場合、特別第2種契約も廃止されます。
- 9 当社は、この附則の4に規定する他に、この附則の2に規定する細目及び区分に係る第2種契約についての申込み並びに細目及び区分の変更の請求（当社が別に定めるものを除きます。）を承諾しません。
- 10 タイプ1のコース1に係る第2種契約者（この附則の2に規定する区分に係る者に限り。）が、当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合、この附則の3の規定にかかわらず、その接続通信時間については、料金額の適用をしません。
- 11 特別第2種契約者については、別冊料金表通則15（高額利用割引）、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-1（適用）の(8)及び(9)欄に規定する減額を適用しません。
- 12 タイプ1のコース1のプラン1-4に係る特別第2種契約者は、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-1（適用）の(12)欄及び1-2-3（電子メールの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）の規定にかかわらず、メールアドレスを追加して電子メールを利用することはできません。
- 13 別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-4（特定ダイヤルアップ回線及びポータブルIPアクセスの利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額）の規定にかかわらず、特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線の利用の場合の利用料又は定額利用料の加算額は発生しません。なお、タイプ1のコース2及びタイプ1-3に係る特別第2種契約者については、特定ダイヤルアップ回線からの通信を行うことができません。
- 14 別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、タイプ1のコース2及びタイプ1-3に係る特別第2種契約者についてはローミング機能を利用することができません。
- 15 別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、特別第2種契約者についてはホスティング機能及び携帯電話番号等認証機能を利用することができません。
- 16 特別第2種契約者については、ポータブルIPサービス契約約款に定めるポータブルIPサービス（第1種契約者（タイプ2に係るものに限り。）に係るものに限り。）の提供を受けることができません。
- 17 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 18 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成23年6月16日 NOS第100186号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年12月24日経企第970号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

(2) 第2種契約のタイプ1のコース1に係る区分の追加

区 分	内 容
プラン1-5	利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算して適用します。

- 3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

	区 分	料 金 額
プラン1-5	基本額（月額）	2,630円（2761.5円）
	加算額（1分までごとに）	7円（7.35円）

- 4 この附則実施の際現に、当社が別に定めるOCN Dream利用サービス規約（以下この附則において「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、この改正実施の日において、右欄の契約を開始するものとします。

OCN Dream ADSL-e	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン1-5
------------------	--

- 5 旧規約に基づいて発生した支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
6 旧規約にてその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成23年6月16日 NOS第100186号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成19年10月30日 NOS第700706号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

(1) 第2種契約のタイプ1のコース1に係る区分の追加

区分	内 容
----	-----

プラン 5-5	利用回線を使用しての通信ができないもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。また、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの
プラン 5-6	利用回線を使用しての通信ができるもので、接続通信時間にかかわらず定額利用料を適用します。また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの

(2) 第2種契約のタイプ2のコース1に係る区分の追加

区分	内 容
プラン 1-2	D S L回線を使用して通信を行うことができるもの。また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの

(3) 第2種契約のタイプ3のコース1に係る区分の追加

区分	内 容
プラン 1-3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）に係るもの。また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの
プラン 2-3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るもの。また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの
プラン 3-3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン2のものに限ります。）に係るもの。また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの

プラン4-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者（当社が別に定めるものに限ります。）の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン4のものに限ります。）に係るもの。また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの
プラン5-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者（当社が別に定めるものに限ります。）の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るもの。また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの
プラン6	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン1及びプラン2のものを除きます。）及び5-2に係るもの。また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの

3 この附則の2に規定する区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

(1) 定額利用料

ア タイプ1のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区分	料金額
プラン5-5	916円 (961.8円)
プラン5-6	611円 (641.55円)

イ タイプ2のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区分	料金額
プラン1-2	1,120円 (1,176円)

ウ タイプ3のコース1のもの

1 契約者識別符号ごとに

区分	料金額
プラン1-3	1,200円 (1,260円)
プラン2-3	840円 (882円)
プラン3-3	4,800円 (5,040円)
プラン4-2	1,100円 (1,155円)

プラン5-2	840円 (882円)
プラン6	1,381円 (1,450円)

4 この附則実施の際現に、当社がOCN for とんとんみ〜フレッツプラン会員規約及びOCN IPフォン for とんとんみ〜利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

OCN for とんとんみ〜 とんとんみ〜ISDN	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6
OCN for とんとんみ〜 とんとんみ〜ADSL1.5M OCN for とんとんみ〜 とんとんみ〜ADSL8M OCN for とんとんみ〜 とんとんみ〜ADSLモア	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2 コース1 プラン1-2
OCN for とんとんみ〜 とんとんみ〜Bファミリー	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン1-3
OCN for とんとんみ〜 とんとんみ〜Bマンション	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン2-3
OCN for とんとんみ〜 とんとんみ〜光プレミアムファミリー	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン4-2
OCN for とんとんみ〜 とんとんみ〜光プレミアムマンション	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン5-2

備考 タイプ2のコース1のプラン1-2について、当社が別に定めるOCN IPフォン for とんとんみ～利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとに、とんとんみ～ADSLモアは120円（126円）、とんとんみ～ADSL8Mは264円（277.2円）、とんとんみ～ADSL1.5Mは320円（336円）を減額して適用する。

5 この附則実施の際現に、当社がOCN for MEGAX(九州、中九州、南九州)フレッツプラン会員規約およびOCN IPフォン for MEGAX（九州、中九州、南九州）利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

OCN for MEGAX フレッツプランISDN	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6
OCN for MEGAX フレッツプランADSL	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ2 コース1 プラン1-2
OCN for MEGAX フレッツプランB	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン6

備考
タイプ2のコース1のプラン1-2について、当社が別に定めるOCN IPフォン for MEGAX(九州、中九州、南九州)利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとに、264円（277.2円）を減額して適用する。

タイプ3のコース1のプラン6について、当社が別に定めるOCN IPフォン for MEGAX(九州、中九州、南九州)利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとに、281円（295.05円）を減額して適用する。

6 この附則実施の際現に、当社がOCN for QUOLIA利用規約およびOCN IPフォン for QUOLIA 利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

OCN for QUOLIA フレッツISDNプラン	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ1 コース1 プラン5-6
----------------------------	--

<p>OCN for QUOLIA フレッツADSLプラン</p> <p>OCN for QUOLIA フレッツADSLプラン IP電話セット</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ2</p> <p>コース1</p> <p>プラン1-2</p>
<p>OCN for QUOLIA Bフレッツプラン ファミリー100タイプ</p> <p>OCN for QUOLIA Bフレッツプラン IP電話セット ファミリー100タイプ</p> <p>OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン ファミリータイプ</p> <p>OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン IP電話セット ファミリータイプ</p> <p>OCN for QUOLIA Bフレッツプラン マンションタイプ</p> <p>OCN for QUOLIA フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプ</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ3</p> <p>コース1</p> <p>プラン6</p>

備考

- 1 タイプ2のコース1のプラン1-2について、当社が別に定めるOCN IPフォン for QUOLIA利用規約の契約を締結されていない場合に限り、定額利用料から1契約ごとに264円(277.2円)を減額して適用する。
- 2 タイプ3のコース1のプラン6について、当社が別に定めるOCN IPフォン for QUOLIA利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとにBフレッツプラン ファミリー100タイプ、フレッツ光プレミアム ファミリータイプは281円(295.05円)、Bフレッツプラン マンションタイプ、フレッツ光プレミアムプラン マンションタイプは648円(680.4円)を減額して適用する。

7 この附則実施の際現に、当社がOCN for ヴィパレット(C)、(L)サービス利用規約およびOCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、当社が別に定める日において、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

<p>OCN for ヴィパレット ダイアルアップ</p> <p>OCN for ヴィパレット ダイアルアップ (団体割引C、アカデミック)</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ1</p> <p>コース1</p> <p>プラン5-5</p>
--	---

<p>OCN for ヴィパレット あいびいらんど (個人)</p> <p>OCN for ヴィパレット あいびいらんど (法人)</p> <p>OCN for ヴィパレット フレッツISDNア クセス</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サー ビスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ1</p> <p>コース1</p> <p>プラン5-6</p>
<p>OCN for ヴィパレット あいびいらんど (個人)</p> <p>OCN for ヴィパレット あいびいらんど (法人)</p> <p>OCN for ヴィパレット スーパーADSL</p> <p>OCN for ヴィパレット ADSLセキュア</p> <p>OCN for ヴィパレット ADSLセキュアプ ラス</p> <p>OCN for ヴィパレット フレッツADSLア クセス</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サー ビスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ2</p> <p>コース1</p> <p>プラン1-2</p>
<p>OCN for ヴィパレット ファミリー100セキ ュア</p> <p>OCN for ヴィパレット ファミリー100セキ ュアプラス</p> <p>OCN for ヴィパレット ファミリー</p> <p>OCN for ヴィパレット Bフレッツアクセ ス (ファミリータイプ)</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サー ビスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ3</p> <p>コース1</p> <p>プラン1-3</p>
<p>OCN for ヴィパレット Bフレッツアクセ ス (マンション/ワイヤレスタイプ)</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サー ビスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ3</p> <p>コース1</p> <p>プラン2-3</p>
<p>OCN for ヴィパレット Bフレッツアクセ ス (ベーシックタイプ)</p> <p>OCN for ヴィパレット ベーシック</p> <p>OCN for ヴィパレット ベーシックセキ ュア</p>	<p>第2種オープンコンピュータ通信網サー ビスに係る契約</p> <p>第2種契約</p> <p>タイプ3</p> <p>コース1</p> <p>プラン3-3</p>

OCN for ヴィパレット フレッツ・光プレミアムアクセス (ファミリータイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン4-2
OCN for ヴィパレット フレッツ・光プレミアムアクセス (マンションタイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン5-2
OCN for ヴィパレット マンションセキュア	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第2種契約 タイプ3 コース1 プラン6
備考 タイプ2のコース1のプラン1-2について、当社が別に定めるOCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約の契約を締結されていない場合に限り、本附則の定額利用料から1契約ごとに、あいぴいらんど (個人)、あいぴいらんど (法人)、スーパーADSL、ADSLセキュア、ADSLセキュアプラスは120円 (126円)、フレッツADSLアクセスは320円 (336円) を減額して適用する。	

- 8 本附則の実施の際現に、当社がOCN IPフォン for とんとんみ〜利用規約、OCN IPフォン for MEGAX (九州、中九州、南九州) 利用規約、OCN IPフォン for ヴィパレット利用規約、OCN IPフォン for QUOLIA 利用規約により締結している契約は、当社が別に定める日において、「第1種ドットフォンサービスに係る契約」に移行したものとします。
- 9 当社は、この附則の2に規定する区分に係る第2種契約者 (特別第2種契約者といいます。以下この附則において同じとします。) に対し、当社が別に定める日までに契約者識別符号及び暗証符号を通知することができない場合は、その契約を解除します。
- 10 当社が別に定める日までの間、OCN for とんとんみ〜フレッツプラン会員規約、OCN IPフォン for とんとんみ〜利用規約、OCN for MEGAX (九州、中九州、南九州) フレッツプラン会員規約、OCN IPフォン for MEGAX (九州、中九州、南九州) 利用規約、OCN for QUOLIA利用規約、OCN IPフォン for QUOLIA 利用規約、OCN for ヴィパレット (C)、(L) サービス利用規約及びOCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約 (以下本附則において「旧規約」といいます。) 旧契約に基づく契約が廃止された場合、特別第2種契約も廃止されます。
- 11 当社は、この附則の4、5、6、7に規定する他に、この附則の2に規定する区分に係る第2種契約についての申込み並びに細目及び区分の変更 (当社が別に定めるものを除きます。) を承諾しません。
- 12 特別第2種契約者については、この附則の4、5、6、7に規定する他に、「第1種ドットフォンサービス」への申込み及び解除をおこなうことができません。
- 13 特別第2種契約者が、当社が別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行う場合、その接続通信時間については、この附則の3の規定にかかわらず料金額の適用をしません。
- 14 特別第2種契約者については、別冊料金表通則15 (高額利用割引)、料金表第1表

- 第1（利用料金）1-1（適用）の(8)及び(9)欄に規定する減額の額を適用しません。
- 15 当社は、この附則の2に規定する区分に係る第2種契約についての支払いは、月払いのみとします。
- 16 旧規約に基づいて電気通信サービスの料金が年払いもしくは半年払いで既に支払われているときは、支払い済み期間に応じて別に定める方法で対応することとします。
- 17 旧規約に基づいて発生した支払いまたは支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。なお、当社は契約者の解除等により既に支払われた料金等の払戻義務を負わないとともに、契約者の解除に伴って当社に対して何らかの請求権を取得することは一切ないものとする。
- 18 旧規約にてその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成19年10月30日 N O S 第700706号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。
- 3 当社は別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。)) 第4条（オープンコンピュータ通信網サービスの通信モード）に、次の通信モードを追加します。

通信モード	内 容
ボイス伝送モード	符号及び音響の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの
備考 次のIP通信網サービス契約者に限り、ボイス伝送モードを提供します。 第2種ドットフォンサービスの契約者およびこの附則の4に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ5の契約者	

- 4 当社は別冊料金表第1表第1（利用料金）1-1（適用）に、次の細目を追加します。

細目	内 容
タイプ5	別冊第3条（オープンコンピュータ通信網サービスの種類）の表の1の規定にかかわらず、DSL回線及び光アクセス回線を使用してボイス伝送モードの通信を行うことができるもので、当社の提供区間についてその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの
備考 第2種ドットフォンサービスに係る通信以外は、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、本附則の特別第2種契約者については、いずれの機能を利用することができません。	

- 5 この附則の4に規定する細目について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

1 契約者識別符号ごとに

区分	料金額

定額利用料	700円 (735円)
-------	-------------

6 この附則の4に規定する細目に係る第2種契約は、(特別第2種契約者といいます。以下この附則において同じとします) 次の事業者が提供する「A Q S t a g e コールS 接続プラス」またはN T T 西日本ー沖縄が提供する「とんとんみ〜接続プラス」の契約者以外からの申込みを承諾しません。

事業者の名称	契約の種別
株式会社N T T 西日本ー関西 株式会社N T T 西日本ーみやこ 株式会社N T T 西日本ー兵庫 株式会社N T T 西日本ー東海 株式会社N T T 西日本ー静岡 株式会社N T T 西日本ー岐阜 株式会社N T T 西日本ー三重 株式会社N T T 西日本ー北陸 株式会社N T T 西日本ー中国 株式会社N T T 西日本ー東中国 株式会社N T T 西日本ー山口 株式会社N T T 西日本ー四国 株式会社N T T 西日本ー九州 株式会社N T T 西日本ー中九州 株式会社N T T 西日本ー南九州	「A Q S t a g e コールS 接続プラス」契約
株式会社N T T 西日本ー沖縄	「とんとんみ〜接続プラス」契約

7 「第2種ドットフォンサービス」の廃止に伴い、この附則の4に規定する細目に係る第2種契約も廃止されます。

8 この附則の4に規定する細目に係る第2種契約の廃止に伴い、「第2種ドットフォンサービス」も廃止されます。

9 特別第2種契約者については、別冊料金表通則15(高額利用割引)、別冊料金表第1表第1(利用料金)1-1(適用)の(8)及び(9)欄に規定する減額の額を適用しません。

10 旧規約に基づいて発生した支払いまたは支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。なお、当社は契約者の解除等により既に支払われた料金等の払戻義務を負わないとともに、契約者の解除に伴って当社に対して何らかの請求権を取得することは一切ないものとする。

11 旧規約にてその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則 (平成23年6月21日 B N S ネサ第100056号)

この改正規定は、平成23年6月23日から実施します。

附 則 (平成23年6月28日 N O S 第100208号)

(実施期日)

1 この附則は、平成23年6月30日から実施します。

(その他)

2 N O S 第100131号(平成23年5月30日)の附則中、「平成23年6月30日まで」を「平成23年8月31日まで」に、「平成23年12月31日まで」を「平成24年3月31日ま

で」に改めます。

附 則（平成23年6月28日 N O S 第100209号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成23年6月30日から実施します。
（その他）
- 2 N O S 第100038号（平成23年4月21日）の附則中、「平成23年6月30日まで」を「平成23年9月30日まで」に、「平成23年8月31日まで」を「平成23年11月30日まで」に改めます。

附 則（平成23年6月29日 B N S 第100065号）

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附 則（平成23年6月29日 N I 第100500号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間に、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾した場合は、その第3種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月から3料金月について別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表（料金（付帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）の3-2（料金額）に規定する定額料及びユニバーサルサービス料を適用しません。

附 則（平成23年6月27日 N O S 第100205号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間は、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））料金表第1表第1（利用料金）の1-2-5（付加機能利用料）の規定中、付加機能（ホスティング機能に係るものに限ります。）については、「蓄積できる情報量が30メガバイト」を「蓄積できる情報量が100メガバイト」と読み替えて適用するものとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年6月23日 B N S ヌ第100139号）

この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

附 則（平成23年7月6日 B N S ヌ第100158号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第5種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー2	第5種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー2 タイプ1
------------------------------	--------------------------------------

附 則 (平成23年7月13日 BNSネサ第100074号)
この改正規定は、平成23年7月15日から実施します。

附 則 (平成23年7月12日 BNS販第100190号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成23年8月1日から平成23年12月28日までの間に、第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。以下、この附則において同じとします。）、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス又は第6種ホスティングサービスに係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成24年1月31日までに行われるとき（ホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表（工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。）、2（工事費の額）に規定するネットワーク工事費（次に掲げる(1)及び(2)に係るものに限ります。）及び料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金（第1種ホスティングサービス、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス及び第6種ホスティングサービスの利用の開始に関する工事と同時に進行される場合に限ります。）のうち、次表に掲げるものについて適用しません。
 - (1) 利用の開始に関する工事
 - (2) (1)以外の工事のうち、利用の開始に関する工事と同時に進行される工事

区 分		
ネットワーク工事費	第1種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
		ドメイン名管理装置の部分に関する工事の場合
		登録可能メールアドレス数の追加に関する工事の場合
		蓄積情報量の追加に関する工事の場合
	第4種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合
		DNSサーバを利用する際のドメイン名の登録（利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。）又は変更（ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。）に関する工事の場合

第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
	メールアドレス数の追加に関する工事の場合	
第6種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合	
付加機能に関する工事の場合	I M A P 4機能に関する工事の場合	
	メールセキュリティ機能に関する工事の場合	
	接続要求別表示機能に関する工事の場合	
	承認機能付メール配信機能に関する工事の場合	
	メールアドレス追加機能に関する工事の場合	
	独自ドメインサービス利用機能に関する工事の場合	
ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	汎用 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
	属性型 J P ドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金
第6種ホスティングサービスのホームページ作成機能に係る料金	ホームページ作成機能工事費	
第6種ホスティングサービスのFlash作成機能に係る料金	Flash作成機能工事費	
第6種ホスティングサービスの動画配信機能に係る料金	動画配信機能工事費	
第6種ホスティングサービスのコンテンツ配信機能に係る料金	コンテンツ配信機能工事費	

- 3 前項の場合において、別冊料金表第2表1（適用）の(2)欄に規定する第1種ホスティングサービス、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス及び第6種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。

附 則（平成23年7月26日 B N S ヰ第100183号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年8月9日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー1 タイプ2 プラン2	第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー1 タイプ2 プラン2 コース1
--	--

附 則（平成23年8月23日 NSオ第100008号）
この改正規定は、平成23年8月25日から実施します。

附 則（平成23年6月28日 NOS第100208-1号）
（実施期日）

- 1 この附則は、平成23年8月31日から実施します。
（その他）
- 2 NOS第100208号（平成23年6月28日）の附則中、「平成23年8月31日まで」を
「平成23年9月30日まで」に改めます。

附 則（平成23年9月28日 VV販第100086号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成23年10月1日から平成23年11月30日までの間に、タイプ5に係る第3種ドット
フォン契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その
利用の開始が平成23年12月7日までに行われるとき（当社の責めに帰すべき理由に
より利用が開始できなかった場合を除きます）には、別冊（ドットフォンサー
ビス）料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きま
す。)))の2-3に規定する交換機等工事費を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの
料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱
いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年9月28日 VVサ第100164号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成23年10月1日から平成23年12月31日までの間に、タイプ6に係る第3種ドット
フォン契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾した場
合は、その第3種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月から3料金
月について別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料
金を除きます。))第1（利用料金）の3-2（料金額）に規定する定額料及びユニ
バーサルサービス料を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの
料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱
いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年9月29日 ACA第100240号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

3 この規約実施前に、旧規約の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、この規約実施の日において、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成23年9月30日 NS販第100222号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に、タイプ2 (コース1に限ります。)及びタイプ3のコース1 (プラン1、プラン4、プラン6又はプラン10について、同時に料金表第1表 (料金) に定める長期継続利用に係る定額利用料の適用の申込みが無いものに限ります。)に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年4月30日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の2-1 (適用)の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び2-2 (料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません (当社が別に定める場合を除きます。)

3 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に、タイプ3のコース1 (プラン3、プラン8、プラン9及びこの附則の2の規定に定めるものを除きます。)に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成24年4月30日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、また、第2種契約の細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年4月30日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表第1表 (料金) 2-1 (適用) 表(13)の2欄に規定する減額の額及び2-2 (料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません (当社が別に定める場合を除きます。)

4 平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に、当社に対するタイプ1のコース1 (プラン8に限ります。)に係る第2種契約の申込みの請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月からの4料金月について、又はタイプ1のコース1への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後のサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から4料金月について、その第2種契約に係る利用料については、料金表第1表 (料金) 2-2 (料金額)に規定する料金 (基本額に限ります。)を適用しません (当社が別に定める場合を除きます。)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成23年9月22日 NSク第100022号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年10月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際限に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱い

ます。

クローズドコンピュータ通信網契約 CCNアクセス契約 カテゴリー1に係るもの タイプ1に係るもの	クローズドコンピュータ通信網契約 CCNアクセス契約 カテゴリー1に係るもの
---	--

- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年9月29日 VVサ第100178号）
この改正規定は、平成23年10月4日から実施します。

附 則（平成23年10月11日 ACア第100320号）
（実施期日）

- この附則は、平成23年10月11日から実施します。
（経過措置）
- 平成23年10月11日から平成23年10月31日までの間に、第7種ホスティング契約の申込みを当社が承諾し、平成23年12月28日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表の2に規定する工事費を適用しません（当社が別に定める場合を除きます。）。
- 平成23年10月11日から平成23年10月31日までの間に、第7種ホスティング契約の当社が指定するWebサイト上でのクレジットカード支払いでの申込みを当社が承諾し、平成23年12月28日までにその利用が開始された場合、利用開始をした日を含む料金月から2料金月について、料金表第1表の7-7-2に規定する定額利用料の額にかかわらず定額利用料を適用しません（当社が別に定める場合を除きます。）。

附 則（平成23年10月12日 ACア第100340号）
（実施期日）

- この改正規定は、平成23年10月17日から実施します。
（経過措置）
- 附則（平成23年6月27日 NOS第100205号）2の「平成23年7月1日から平成24年6月30日まで」を「平成23年7月1日から平成23年10月16日まで」に改めます。

附 則（平成23年10月17日 NSオ第100133号）
（実施期日）

- この改正規定は、平成23年10月17日から実施します。
（経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
ア タイプ1に係るもの

第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約
タイプ1 コース1 プラン2-3	タイプ1 コース1 プラン1
タイプ1 コース1	タイプ1 コース1

プラン 2-4	プラン 2
タイプ 1 コース 1 プラン 5-2	タイプ 1 コース 1 プラン 5
タイプ 1 コース 1 プラン 5-3	タイプ 1 コース 1 プラン 5
タイプ 1 コース 1 プラン 5-4	タイプ 1 コース 1 プラン 5
タイプ 1 コース 1 プラン 5-5	タイプ 1 コース 1 プラン 5
タイプ 1 コース 1 プラン 5-6	タイプ 1 コース 1 プラン 5
タイプ 1 コース 2 プラン 1-2	タイプ 1 コース 2 プラン 1
タイプ 1 コース 2 プラン 2-2	タイプ 1 コース 2 プラン 5
タイプ 1 コース 2 プラン 3-2	タイプ 1 コース 2 プラン 3
タイプ 1-2	タイプ 1 コース 1 プラン 5
タイプ 1-3	タイプ 1 コース 1 プラン 7

備考

- タイプ 1 のコース 1 のプラン 1 について、移行前のタイプ 1 のコース 1 のプラン 2-3 を締結していた者は、利用料から 1 契約ごとに、750 円 (787.5 円) を減額して適用する。
- タイプ 1 のコース 1 のプラン 2 について、移行前のタイプ 1 のコース 1 のプラン 2-4 を締結していた者は、利用料から 1 契約ごとに、1020 円 (1071 円) を減額して適用する。
- タイプ 1 のコース 1 のプラン 5 について、移行前に次の表の左欄の契約を締結していた者は、定額利用料から 1 契約ごとに同表の右欄の減額を適用する。

タイプ 1 コース 1 プラン 5-2	200 円 (210 円)
タイプ 1 コース 1 プラン 5-3	1220 円 (1281 円)
タイプ 1 コース 1	720 円 (756 円)

プラン5-4	
タイプ1 コース1 プラン5-5	1034円 (1085.7円)
タイプ1 コース1 プラン5-6	1339円 (1405.95円)
タイプ1-2	750円 (787.5円)

4 タイプ1のコース1のプラン7について、移行前のタイプ1-3を締結していた者は、定額利用料から1契約ごとに、300円(315円)を減額して適用する。

イ タイプ2に係るもの

第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約
タイプ2 プラン1-2	タイプ2 コース1
タイプ2-2	タイプ2 コース1
タイプ2-3	タイプ2 コース1
タイプ2 コース2 プラン4-2	タイプ2 コース2 プラン4

備考

1 タイプ2のコース1について、旧OCN SphereダイヤルアップIP接続サービス利用規約の規定により締結している場合に限り、定額利用料から1契約ごとに、150円(157.5円)を減額して適用する。

2 タイプ2のコース1について、旧OCN Dream利用サービス規約の規定により締結している場合に限り、定額利用料から1契約ごとに、220円(231円)を減額して適用する。

3 タイプ2のコース1について、旧OCN for とんとんみ〜フレッツプラン会員規約、旧OCN for MEGAX(九州、中九州、南九州)フレッツプラン会員規約、旧OCN for QUOLIA利用規約、及び旧OCN for ヴィパレット(C)、(L)サービス利用規約を締結している者は、定額利用料から1契約ごとに次に掲げる減額を適用する。

(1) 「第1種ドットフォン契約」を締結しているとき

830円(871.5円)

(2) 「第1種ドットフォン契約」を締結していないとき

次の表の左欄の減額適用を受けていた者は、同表の右欄の減額を適用する。

120円(126円)	950円(997.5円)
264円(277.2円)	1094円(1148.7円)
320円(336円)	1150円(1207.5円)

4 タイプ2のコース2のプラン4について、移行前のタイプ2のコース2のプラン4-2を締結していた者は、定額利用料から1契約ごとに、750円(787.5円)を減額して適用する。

ウ タイプ3に係るもの

第2種オープンコンピュータ通信網	第2種オープンコンピュータ通信網
------------------	------------------

サービスに係る契約	サービスに係る契約
タイプ3 コース1 プラン1	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
タイプ3 コース1 プラン2	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2
タイプ3 コース1 プラン3	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン3
タイプ3 コース1 プラン4	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
タイプ3 コース1 プラン5	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2
タイプ3 コース1 プラン6	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
タイプ3 コース1 プラン7	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2
タイプ3 コース1 プラン8	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン3
タイプ3 コース1 プラン9	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン4
タイプ3 コース1 プラン10	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン2
タイプ3 コース1 プラン11	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン5
タイプ3 コース1 プラン12	タイプ3 コース1 メニュー1

	プラン6
タイプ3 コース1 プラン1-3	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
タイプ3 コース1 プラン2-3	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2
タイプ3 コース1 プラン3-3	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン3
タイプ3 コース1 プラン4-2	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
タイプ3 コース1 プラン5-2	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2
タイプ3 コース1 プラン6-2 (Bフレッツプラン ファミリー100タイプ 及びフレッツ光プレミアム ファミ リータイプに限ります)	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
タイプ3 コース1 プラン6-2 (Bフレッツプラン マンションタイプ 及びフレッツ光プレミアムプラン マ ンションタイプに限ります)	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2
タイプ3 プラン1-2	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン1
タイプ3 プラン2-2	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン2
タイプ3 プラン3-2	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン3
タイプ3-2 プラン1	タイプ3 コース1 メニュー2

	プラン1
タイプ3-2 プラン2	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン2
タイプ3-2 プラン3	タイプ3 コース1 メニュー2 プラン3

備考

1 この附則実施の際現に、長期継続利用に係る定額利用料の適用を受けている場合に限り、本欄の規定に係らず、次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

タイプ3 コース1 プラン1	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン1
タイプ3 コース1 プラン4	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン1
タイプ3 コース1 プラン6	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン1
タイプ3 コース1 プラン10	タイプ3 コース1 メニュー1 プラン2

2 タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2について、移行前に次の表の左欄の契約を締結している者は、定額利用料から1契約ごとに同表の右欄の減額を適用する。

タイプ3 コース1 プラン2-3	110円 (115.5円)
タイプ3 コース1 プラン5-2	110円 (115.5円)

3 タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2について、移行前にタイプ3のコース1のプラン6の契約及び旧OCN for QUOLIA利用規約を締結している者で、「第1種ドットフォン契約」を締結していない場合に限り、定額利用料から1契約ごとに217円 (227.9円) を減額して適用する。

4 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1について、移行前に次の表の左欄の契約を締結している者は、定額利用料から1契約ごとに同表の右欄の減額を適用する。

タイプ3 コース1 プラン1-3	780円 (819円)
------------------------	-------------

タイプ3 コース1 プラン4-2	880円 (924円)
タイプ3 コース1 プラン6-2	599円 (629円)

5 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1について、移行前にタイプ3のコース1のプラン6の契約及び旧OCN for MEGAX(九州、中九州、南九州)フレッツプラン会員規約を締結している者で、「第1種ドットフォン契約」を締結していない場合に限り、定額利用料から1契約ごとに880円(924円)を減額して適用する。

6 タイプ3のコース1のメニュー2のプラン3について、移行前に次の表の左欄の契約を締結していた者は、定額利用料から1契約ごとに同表の右欄の減額を適用する。

タイプ3 コース1 プラン3-3	3,000円 (3,150円)
タイプ3 プラン3-2	1,270円 (1,333.5円)

エ タイプ6に係るもの

第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約
タイプ6 コース1 プラン1 (他社接続モバイルデータ通信機能の2段階定額コースに係るもの)	タイプ6 コース1 プラン1
タイプ6 コース1 プラン1 (他社接続モバイルデータ通信機能の定額コースに係るもの)	タイプ6 コース2 プラン1

3 この改正規定実施の際現に別冊料金表の第1表の第1の2-1の(4)の(イ)に定める料金の減額については、平成23年10月1日から適用を開始します。(4)

4 この改正規定実施の際現に別冊料金表の第1表の第1の1-1の(4)に定めるタイプ3のコース2及びコース3並びに(6)に定めるタイプ7のコース1のプラン2に係るものについては、平成23年11月1日から適用を開始します。

5 平成23年10月1日実施の附則(平成23年9月29日NS販第100222号)の2中の「タイプ2(コース1に限ります。)」を「タイプ2(コース1及びコース1-2に限ります。)」に、「プラン1、プラン4、プラン6又はプラン10について、同時に料金表第1表(料金)に定める長期継続利用に係る定額利用料の適用の申込みが無いものに限ります。」を「メニュー2のプラン1及びプラン2に限ります。」に、3中の「プラン3、プラン8、プラン9及びこの附則の2の規定に定めるものを除きます。」を「メニュー1のプラン1、プラン2、プラン5及びプラン6に限ります。」に改めます。

6 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 7 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年10月31日 ACア第100424号）

（実施期日）

- 1 この附則は、平成23年10月31日から実施します。
（その他）
2 ACア100320号（平成23年10月11日）の附則中、「平成23年10月31日まで」を「平成23年11月30日まで」に、「平成23年12月28日まで」を「平成23年1月31日まで」に改めます。

附 則（平成23年10月27日 VVサ第100272号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施の際限に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第5種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー2 タイプ2	第5種シェアードIP-PBXサービス
--------------------------------------	--------------------

- 3 削除
4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年10月25日 NSオ第100149号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
（データ発信サービスに関する経過措置）
2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

データ発信サービス タイプ3	データ発信サービス タイプ3 プランP
-------------------	---------------------------

附 則（平成23年10月31日 NS販第100222-2号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
（経過措置）
2 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース1-2に限りです。）及びタイプ3のコース1（メニュー2のプラン1及びプラン2に限りです。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年7月31日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の1-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び

(II)欄に規定する減額の額及び1-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません(当社が別に定める場合を除きます。)

- 3 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間に、タイプ3のコース1(メニュー1のプラン1、プラン2、プラン5及びプラン6に限ります。)、コース2及びコース3に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成24年7月31日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、また、第2種契約の細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年7月31日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表第1表(料金)1の1-2(料金額)に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません(当社が別に定める場合を除きます。)
- 4 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間に、当社に対するタイプ1のコース1のプラン8に係る第2種契約の申込みの請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月からの4料金月について、又はタイプ1のコース1への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後のサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から4料金月について、料金表第1表(料金)1の1-2(料金額)に規定する利用料(基本額に限ります。)の額にかかわらず、利用料を適用しません(当社が別に定める場合を除きます。)
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成23年11月28日 ACア第100588号)

(実施期日)

- 1 この附則は、平成23年11月30日から実施します。
- (その他)
- 2 ACア100320号(平成23年10月11日)の附則中、「平成23年10月31日まで」を「平成23年12月28日まで」に、「平成23年12月28日まで」を「平成24年2月29日まで」に改めます。

附 則(平成23年11月28日 VV販第100189号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 平成23年12月1日から平成24年4月30日までの間に、タイプ5に係る第3種ドットフォン契約申込みを当社が指定するWebサイト上から行うことを条件に、当社が指定するキャンペーンコードの入力によりキャンペーン適用を希望する意思表示がある場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、利用が開始された時は、別冊(ドットフォンサービス)料金表第2表(工事に関する費用(工事費(附帯サービスの工事費を除きます。)))の2-3に規定する交換機等工事費を適用しません。
 - 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成23年11月30日 NSオ第100198号)

この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

附 則（平成23年12月7日 NSク第100079号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の回線制御装置は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の回線制御装置とみなして取り扱います。

UTM型	UTM型 スタンダードⅡ型
------	------------------

附 則（平成23年12月12日 NSオ第100213号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー1に係るもの タイプ5に係るもの カテゴリー3に係るもの タイプ5に係るもの	第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 第6種契約 カテゴリー1に係るもの タイプ5に係るもの コース1に係るもの カテゴリー3に係るもの タイプ5に係るもの コース1に係るもの
--	--

附 則（平成23年12月22日 VVサ第100463号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月26日から実施します。
ただし、この改正規定中、第3種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー7のタイプ6のプラン1に係るものに限ります。）に係る付加機能利用料（留守番伝言等機能に係るものに限ります。）については、平成24年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第3種シェアードIP-PBX契約 カテゴリー7 タイプ6	第3種シェアードIP-PBX契約 カテゴリー7 タイプ6 プラン1
------------------------------------	--

附 則（平成23年12月20日 VV販第100237号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成24年1月1日から平成24年5月31日までの間に、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約の申込みを行った場合であって、当社がその契約申込みを承諾した場合は、その第3種ドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月から2料金

月について別冊（ドットフォンサービス）料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料金）の3-2（料金額）に規定する定額料及びユニバーサルサービス料を適用しません。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年1月4日 VVサ第100498号）
この改正規定は、平成24年1月10日から実施します。

附 則（平成24年1月26日 VVサ第100550号）
この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

附 則（平成24年1月27日 NS販第100492号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成24年2月1日から平成24年5月31日までの間に、タイプ2（コース1及びコース1-2に限り。）及びタイプ3のコース1（メニュー2のプラン1及びプラン2に限り。）に係る第2種契約の細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年11月30日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用されるその料金月について、料金表第1表第1の1の1-1（適用）の表の(9)欄、(10)欄及び(11)欄に規定する減額の額及び1-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料について適用しません（当社が別に定める場合を除きます。）。
- 3 平成24年2月1日から平成24年5月31日までの間に、タイプ3のコース1（メニュー1のプラン1、プラン2、プラン5及びプラン6に限り。）、コース2及びコース3に係る第2種契約の申込みを当社が承諾し、平成24年11月30日までにその利用が開始された場合は、利用開始をした日を含む料金月の翌料金月について、また、第2種契約の細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年11月30日までにその利用が開始された場合は、変更後の料金が適用された料金月から2料金月について、料金表第1表（料金）の1の1-2（料金額）に規定する定額利用料の額にかかわらず、定額利用料を適用しません（当社が別に定める場合を除きます。）。
- 4 平成24年2月1日から平成24年5月31日までの間に、当社に対するタイプ1のコース1のプラン8に係る第2種契約の申込みの請求を当社が承諾した場合は、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月からの4料金月について、又はタイプ1のコース1への細目若しくは区分の変更の請求を当社が承諾した場合は、変更後のサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から4料金月について、料金表第1表（料金）の1の1-2（料金額）に規定する利用料（基本額に限り。）の額にかかわらず、利用料を適用しません（当社が別に定める場合を除きます。）。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年1月28日 ACア第100949号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 平成24年2月1日から平成24年6月29日までの間に、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス又は第6種ホスティングサービスに係る契約の申込みがあった場合であって、当社がその契約申込みを承諾し、その利用の開始が平成24年7月31日までに行われるとき（ホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、別冊（ホスティングサービス）料金表第2表（工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。））2（工事費の額）に規定するネットワーク工事費及び料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

ただし、利用の開始に関する工事以外の工事については、第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス又は第6種ホスティングサービスに係るものであって、その利用の開始に関する工事と同時に行われる場合に限りです。

区 分				
ネット ワーク 工事費	第4種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合		
		DNSサーバを利用する際のドメイン名の登録（利用の開始又はプランの追加と同時工事の場合であって1のドメイン名の登録の場合を除きます。）又は変更（ドメイン名の変更又はドメイン名の移転に係るものを含みます。）に関する工事の場合	利用の開始に関する工事と同時に行われる工事の場合	
	第5種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合		
		メールアドレス数の追加に関する工事の場合		
	第6種ホスティングサービスに関する工事の場合	利用の開始に関する工事の場合		
	付加機能に関する工事の場合	メールセキュリティ機能に関する工事の場合		
		接続要求別表示機能に関する工事の場合		
		承認機能付メール配信機能に関する工事の場合		
		メールアドレス追加機能に関する工事の場合		
		独自ドメインサービス利用機能に関する工事の場合		
ドメイン名の登録又は変更登録等に関する料金	汎用JPドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金		
	属性型JPドメイン名に係るもの	新たなドメイン名の登録に関する料金		
第6種ホスティングサービスのホームページ作成機能に係る料金	ホームページ作成機能工事費			
第6種ホスティングサービスのFlash作成機能に係る料金	Flash作成機能工事費			
第6種ホスティングサービスの動画配信機能に係る料金	動画配信機能工事費			
第6種ホスティングサービスのコンテンツ配信機能に係る料金	コンテンツ配信機能工事費			

- 3 前項の場合において、別冊料金表第2表1（適用）の(2)欄に規定する第4種ホスティングサービス、第5種ホスティングサービス及び第6種ホスティングサービスに関する工事費の特例は適用しません。
- 4 平成24年2月1日から平成24年6月29日までの間に、第7種ホスティング契約の申込みを当社が承諾し、平成24年8月31日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表の2に規定する工事費を適用しません（当社が別に定める場合を除きます。また、「おまかせ！ホームページ制作更新パック」を同時に申し込まれた場合を除きます。）
- 5 平成24年2月1日から平成24年6月29日までの間に、第7種ホスティング契約の当社が指定するWebサイト上でのクレジットカード支払いでの申込みを当社が承諾し、

平成24年8月31日までにその利用が開始された場合、利用開始をした日を含む料金月から2料金月について、料金表第1表の7-7-2に規定する定額利用料の額にかかわらず定額利用料を適用しません（当社が別に定める場合を除きます。また、「おまかせ！ホームページ制作更新パック」を同時に申し込まれた場合を除きます。）

附 則（平成24年2月27日 ACア第101187号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成24年2月28日 VVサ第100693号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間に、第3種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー7タイプ6プラン2に係るものに限りします。）の申込み又は工事を要する請求があった場合であって、当社がその承諾をし、その工事が平成24年6月30日までに完了したとき（第3種シェアードIP-PBX契約者の責めによらない理由により、その工事を完了できなかったときを除きます。）は、別冊（シェアードIP-PBXサービス）料金表第2表（工事費（工事に関する費用（附帯サービスの工事費を除きます。））の2（工事費の額）に規定する交換機等工事費を適用しません。

附 則（平成24年2月28日 VVサ第100692号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際限に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

IP通信網サービス契約約款 第5種シェアードIP-PBX契約	アプリケーションサービス利用規約 ASPサービス利用契約 Biz Communicator に係るもの
-----------------------------------	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 5 VVサ第100272号（平成23年10月27日）の附則の3を平成24年3月1日をもって削除します。

附 則（平成24年2月29日 NSオ第100318号）

（実施期日）

- 1 この規約は、平成24年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年2月29日 NSオ第100322号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成24年3月1日から平成24年5月31日までの間に、タイプ6-2に係る第2種契約の申込み及び細目又は区分の変更の請求を当社が承諾し、平成24年11月30日までにその利用が開始された場合は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））の2の2-2（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（モバイルアクセスに係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費）に規定する工事費の額にかかわらず、工事費を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（平成24年2月29日 NSオ第100324号）
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

<p>第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第6種契約</p> <p>カテゴリー1に係るもの</p> <p>タイプ4に係るもの</p> <p>コース2に係るもの</p> <p>コース2の2に係るもの</p> <p>コース4に係るもの</p> <p>コース9に係るもの</p> <p>コース9の2に係るもの</p> <p>コースNFに係るもの</p> <p>コースNMに係るもの</p> <p>コースNBに係るもの</p> <p>カテゴリー2に係るもの</p> <p>タイプ4に係るもの</p> <p>コース2に係るもの</p> <p>コース2の2に係るもの</p> <p>コース9に係るもの</p> <p>コース9の2に係るもの</p>	<p>第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</p> <p>第6種契約</p> <p>カテゴリー1に係るもの</p> <p>タイプ4に係るもの</p> <p>コースFに係るもの</p> <p>コースFに係るもの</p> <p>コースBに係るもの</p> <p>コースMに係るもの</p> <p>コースMに係るもの</p> <p>コースFに係るもの</p> <p>コースMに係るもの</p> <p>コースBに係るもの</p> <p>カテゴリー2に係るもの</p> <p>タイプ4に係るもの</p> <p>コースFに係るもの</p> <p>コースFに係るもの</p> <p>コースMに係るもの</p> <p>コースMに係るもの</p>
--	---

<p>コースNFに係るもの コースNMに係るもの カテゴリ3に係るもの タイプ4に係るもの コース2に係るもの コース2の2に係るもの コース9に係るもの コース9の2に係るもの コースNFに係るもの コースNMに係るもの カテゴリ5に係るもの タイプ4に係るもの コース2に係るもの</p> <p>コース4に係るもの</p> <p>コース9に係るもの</p> <p>コースNFに係るもの</p> <p>コースNMに係るもの</p> <p>コースNBに係るもの</p> <p>カテゴリ6に係るもの タイプ4に係るもの コース2に係るもの</p> <p>コース9に係るもの</p> <p>コースNFに係るもの</p> <p>コースNMに係るもの</p>	<p>コースFに係るもの コースMに係るもの カテゴリ3に係るもの タイプ4に係るもの コースFに係るもの コースFに係るもの コースMに係るもの コースMに係るもの コースFに係るもの コースMに係るもの カテゴリ5に係るもの タイプ4に係るもの コースFに係るもの メニューBに係るもの コースBに係るもの メニューBに係るもの コースMに係るもの メニューBに係るもの コースFに係るもの メニューNに係るもの コースMに係るもの メニューNに係るもの コースBに係るもの メニューNに係るもの カテゴリ6に係るもの タイプ4に係るもの コースFに係るもの メニューBに係るもの コースMに係るもの メニューBに係るもの コースFに係るもの メニューNに係るもの コースMに係るもの メニューNに係るもの</p>
---	--

附則（平成24年3月15日 N S 才第100376号）
この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

附 則（平成24年3月21日 N S 才第100385号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
（その他）
- 4 B N S 才第100111号（平成23年6月6日）の附則の2を平成24年4月1日をもつ

て削除します。

附則（平成24年3月27日 NSオ第100408号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附則（平成24年3月27日 NSオ第100409号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（平成24年3月27日 VVサ第100875号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー5 タイプ5	第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー5
第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー7 タイプ6 プラン1	第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー7 プラン1
第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー7 タイプ6 プラン2	第3種シェアードIP-PBXサービス カテゴリー7 プラン2

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則（平成24年3月28日 NSオ第100415号）

この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。